

共同研究・法律事務職の可能性

仁 木 恒 夫
麻 田 恭 子

序 チームワークの中の法律事務職への視角——仁木恒夫

民事紛争処理過程における新しい職域をもとめて——麻田恭子

むすびにかえて——仁木恒夫

序 チームワークの中の法律事務職への視角——仁木恒夫

はじめに

本共同研究は、法律事務所において、法律事務員がどのような役割を果たしているかを検討するものである。従来、弁護士との紛争処理活動について論じられる際には、まさに「弁護士の活動のみ」を中心に考えられていたのではなからうか。もちろん、弁護士資格があれば、法律業務を弁護士一人で遂行することも可能である。しかしながら、現実

の弁護士業務は法律事務所のみならずスタッフである法律事務員の協力を得て遂行されている。また、そうすることで法律事務所の合理的運営が可能になっているのである。弁護士の紛争処理活動のあり方もこの法律事務員との関係に規定されてくる部分が大いではないだろうか。

こうした弁護士業務の実情にもかかわらず、法律事務員が法律事務所でのような活動を担っているかを報告あるいは検討するものはほとんどみあたらない。そこで、本共同研究は、この法律事務員の活動の一端を明らかにすることを目的とするものである。弁護士業務がより広い利用者のニーズに応じていく体制を確立するためには、今後いつそう法律事務員の役割が重要になると考えられる。もちろん、法律事務員という職種は独立では存在し得ない、弁護士の補佐をおこなうなかにその存在意義を見出すべきものではある。そのことを前提としながらも、法律事務所総合力のなかでどのような領域に法律事務員の活躍の場があるのだろうか。

本共同研究の主要部分は麻田恭子氏の分担執筆部分の「民事紛争処理過程における新しい職域をもとめて」である。麻田氏はそこで法律事務所における法律事務員の活動について具体的紛争事例の処理過程を素材に非常に生きいきと叙述している。そこには今後の法律事務員論に対して豊富な手がかりが散見されるだろう。以下では、そのすべてを包括的に解説することを目的とするのではなく、一つの観点を提供することを試みる⁽¹⁾。

一 専門能力の有無を超えて

ごく図式的に整理すれば、法律事務職の業務は一般的事務に傾斜したものかそれとも弁護士業務の一部を肩代わりした専門的事務に傾斜したものに分類することができる。一般的事務とは来客の接待やコピーなどをさし、専門的事務とは保全や担保取消の手續準備などがあげられる。それは専門能力の有無を基準とした分類といえることができる。

う。しかしながら、「依頼者により良い法的サービスを提供する」という観点から法律事務所のある方を構想しようとするとき、法律事務員の業務はこの二項対立的な類型のみで把握することが適切なのだろうか。

まず前者である。依頼者の接遇や受付といった業務は、場合によっては他業種と差異のない機械的な一般事務のようにも考えられる。弁護士を考え次第ではあるが、そこではあえて法律事務員が事件の内実を詳細に知る必要はないとも捉えられよう。もちろん法的知識を習得する必要はない。法律事務員も他業種の一般事務員と同様に数年で事務所を辞めていく。容易に代替可能な仕事なのである。他方、そこでは弁護士は事案処理に関して非常に多くの時間を割かなければならない。当然であるかのように思われるかもしれないが、現場ではそれは決して容易に実現するものではない。依頼者から事件を受けて、その事件にとって重要な事柄が弁護士の都合ですぐに出揃うわけではないからである。事件の全体像を捉えていくには、時間をかけて依頼者から話を聞き、その都度必要な資料を収集するような作業が必要になってくるだろう。そうした作業を弁護士がすべて担っていくことは多くの場合、現実的に不可能なのではなからうか。

多忙な弁護士業務を合理化する体制を作るべきである。そうした議論のなかで後者の延長にあるパラリーガル論が浮上する⁽³⁾。弁護士が独占している法律業務のうち序列化をはかつて、そのなかでも重要性が高くて事案の帰趨に大きな影響を及ぼす判断を必要とするものについては弁護士が引き受けるが、そうでないものについては法律事務員が処理してもよいのではなからうか。最終的には弁護士が責任を負うが、一定の範囲内では法律事務員が裁量的に処理してもよい業務領域もある。そうした主張である。ただし、法律事務所では人員構成や業務量などが流動的であることを考えると、弁護士と法律事務員との間のそうした分担が固定的に継続するとはいえない。業務を続けていくうちに、法律事務員も知識技能を向上させて、裁量を要する専門的事務をおこなう領域をいつそう拡張していくことも考

えられる。そして本来弁護士が担うべき作業をも法律事務員が侵蝕していく可能性もあるのではなからうか⁽⁴⁾。そのことは、ひいては依頼者の利益をも侵害しかねないのである。

一概に一般的事務と専門的事務のいずれが優れているかということとはできない。いずれに力点を置いた業務遂行体制もそれぞれの法律事務所のあり方次第で、十分に力を発揮するかもしれないし、逆に作業が滞ったり不当な法的業務をおこなってしまう危険性もある。法律事務所の合理的運営を支える法律事務員のあり方を構想していくためには、この峻別論とはまた異なった次元での工夫が必要なのではなからうか。

二 法律事務所のコミュニケーション体制

弁護士と法律事務員との業務遂行上の関係についての捉え方の一つとして、弁護士から一方的に必要な個別作業を指示していくという態様が考えられる。一般的事務であろうと専門的事務であろうと、法律事務員が担う役割は弁護士からその都度命じられた個別作業の迅速な遂行ということになる。ただし、弁護士のエリート意識が不当に強い場合⁽⁵⁾、法律事務員は「雑用係」程度の位置づけしか与えられないだろう。そうした職場では、法律事務員は弁護士の都合にあわせた断片的な個別作業を処理するという活動形態をとることになるものと予想される。

しかし、弁護士の都合に応じた一方的な命令による業務の遂行は、「依頼者により良い法的サーヴィスを提供する」という観点からいって、必ずしも良い結果をもたらさないのではないだろうか。来客の応接にしる書類コピーにしる、命令により断片的な一般的事務のみを担当させられる法律事務員は、仕事に対する意欲をもつことは難しいだろう。また債務整理などの専門的事務においても、弁護士が多忙になれば法律事務員に事件の丸投げに近い処理がおこなわれる危険性もある。弁護士と法律事務員との間に「一方的な命令」程度の希薄なコミュニケーションしか存在しない

場合、法律事務所の適正かつ効率的な運営に支障をきたすことになるのではなからうか。

そこで「依頼者により良い法的サービスを提供する」ためには、法律事務所が全体として協力体制をつくりあげておくことが有益であると考えられる。一般的事務にしても専門的事務にしても、法律事務員が自分のうちにその意味づけをおこなないながら、弁護士⁵の指示監督に従った作業をすすめるべきなのである。そのためには、弁護士はもちろん法律事務員もふくめて法律事務所全体として紛争処理業務にあたっているという意識の共有と、それを実現する仕組みが必要になる。したがって、法律事務所⁶で受ける大量の案件のうち、ときには具体的な事件とのかかわりにおいて法律事務員の個別作業を確認していくこともとめられるのではなからうか。そのなかでこそ、法律事務員が遂行している個別作業の意味づけがおこなわれ、その適正さが反省される。すなわち、法律事務所内において弁護士と法律事務員間でのコミュニケーション体制を確立することが、法律事務員の職業動機を高め、個別業務の適正をチェックしながら合理的運営を達成することになると考えられるのである。

本研究では、とくにこの弁護士とのコミュニケーションを前提に、法律事務員が紛争処理過程にかかわっていく可能性を考えてみよう。

三 弁護活動過程における法律事務員の役割

すでに述べたように弁護士は限られた時間で依頼者に応接し、事件処理の見通しをたてることになる。しかしながら、限られた時間で依頼者から伝達される情報は必ずしも十分ではない。弁護士が判断材料として必要とするような重要な情報はある程度時間をかけて依頼者と向き合い、依頼者からの信頼が獲得されたうえで小出しに顕現してくる。もちろん弁護士がその作業を担当することが望ましいのかもしれないが、一般的に言って現実には不可能であるし、

無理にそれを実践しようとするればかえって依頼者を急かすような雰囲気を漂わせることにもなるう。

そうした弁護士への制約を補完していくのが法律事務員の活動ではなからうか。弁護士に代わって法律事務員が依頼者の未分化で未整理のままの紛争の物語について時間をかけて聞き取る。そのなかで依頼者も、徐々にこの「法律事務所」に対する信頼を形成し、心強さを感じると共に、自分の紛争について冷静にみる姿勢ができてくるのではなからうか⁽⁷⁾。依頼者から得た情報はもちろん弁護士にうまく伝達されなければならない。依頼者の物語は、たとえば法律要件には不要な部分が少なくないだろう⁽⁸⁾。けれども、法律事務員からの情報をもとにして、依頼者が真に求めているものやその思いをふまえることで、依頼者に対して発せられる言葉やふるまいかたは大きく変わるのではなからうか⁽⁹⁾。そしてそのことが、依頼者の弁護士に対する、ひいては司法制度による紛争処理の結果に対する、納得や満足を高めたり、あるいは減殺することにもなるであろう。

ところで、法律事務員が弁護士の指示によって事案に関連する法規や判例の調査をおこなうことはあるだろうが、ここにみたような法律事務員の活動は法と関係があるといえるのだろうか。法律要件には直結しなくても弁護士が紛争処理のために必要な情報を、法律事務員が依頼者との丁寧な面接のなかで獲得していく。それは一見法と無関係な擬似カウンセリングのように思われるかもしれない⁽¹⁰⁾。しかしけっしてそうではない。紛争処理のポイントをはずさないためには、いまこの依頼者の紛争がどのような法的問題として構成されるのか、そして実務上どのようなことが重要になってくるのか、そうした観点を維持しながら応接することが必要なのである。また弁護士がどのような枠組で考えているかについての理解があることが、弁護士に対する情報伝達もスムーズに遂行されるに違いない。したがって、以上のような法律事務員の一連の活動には相応の法的な知識技能が必要になってくるだろう。

ここには、従来、必ずしも明確に意識されてこなかった法律事務員の重要な活動領域がある。それは、法律事務員

は法的専門技能を習得し發揮すべきか否かという単純な役割分業ではとらえきれない活動である。依頼者の紛争に入り込み支援していくし、そのために相応の法的知識も必要となってくるが、けっして弁護士が担うべき活動領域を属領化していくものではない。すなわち、法律事務員こそが、弁護士の考えも依頼者の事情も把握し、そのうえで両者の認識理解とをすり合わせていく、いわば「橋渡し役」としてわきまえた活動することが期待されるのである。このような橋渡し役としての法律事務員の活動を可能にするためには、法律事務所における法的サービスの提供はチームワークでおこなうことであるという視点から、弁護士と法律事務員との間のコミュニケーション体制を構築していくことが必要になるだろう。裁判所においてはすでに裁判官と裁判所書記官との間のチームワークが実践されている⁽¹¹⁾。法的紛争処理に携わる法曹としての弁護士においても、裁判所と同じように、法律事務所でのチームワークを考えることがあつてもよいのではなからうか。

以上、弁護士と依頼者との間で橋渡し役として活躍する法律事務員の役割について一つの観方を描いてきた。ここで示したのは「一つの観点」にすぎない。本共同研究の主要部分を構成する以下の法律事務員・麻田恭子氏の実践についての紹介は、具体的な事件処理の流れに即して法律事務員の新たな役割への豊富な手がかりを与えている。

(1) 筆者のより包括的な法律事務員論を論じる場としては別稿「法的サービスの提供と法律事務員の活動」を予定している。

(2) 竜寄喜助『裁判と義理人情』(筑摩書房、一九八八年)二八八頁には「弁護士はストレスの塊である」とされており、次のような記述が見られる。「弁護士は依頼者の話に忍耐強く耳を傾けなければならぬ。当然のことである。しかしそれでは、どれほど時間があつても足りない。田舎の人は、通りかかったからちよつと寄つてみた、と言いながら突然やつてくる。そして一時間から二時間もの間、相手がいかに嘘つきで悪い人間であるかを、とうとうとまくしたてて帰る。アポイントメン

トなどという言葉は通じない。帰ってから一時間ぐらいは、頭の働きのとまった状態となる。さて続きの書類を、と思っていると電話が鳴る。夕食を終わってほっとしていると、『今晚は。先生いる？』また正義がやってくる。かくて弁護士はストレスの塊と化していく。依頼者の言い分に十分に耳を傾けることの重要さは多くの弁護士も認識しているところと考えられるが、竜崎の記述はそれがいかに困難なことなのかをリアルに伝えている。

(3) 永尾廣久『パラリーガル』（分野制・一級秘書）の実現をめざして」自由と正義五〇巻九号（一九九九年）三八―四九頁、日弁連第一一回弁護士業務対策シンポジウム報告資料『第二分科会 パラリーガル（分野制・一級秘書）の要請と活用―法律事務所活性化の一方策として―』（一九九九年一月五日シンポジウム資料）など参照。

(4) 法律事務員の非弁活動関与の危険性については日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会『注釈弁護士倫理「補訂版」』（有斐閣、一九九六年）五三―五五頁参照。

(5) Richard Wasserstrom, "Lawyers as Professionals: Some Moral Issues", *Human Rights* Vol.5 (1975-1976), pp.1-24では、弁護士がプロフェッションであるという役割規定から、法的サービス提供の場面で相手方や広く第三者を害する虞があることと、ときに自分の依頼者さえも一人の人間としてではなく「解決してあげる対象」であるかのようによくに扱う対応が生じるとして厳しく批判している。筆者は、わが国においても弁護士にそのようなプロフェッション性に付随する危険性があると考えている。そうであるとする、弁護士の権力的な抑圧性は、法律事務員との関係でよりいっそう発揮されるのではなからうかと危惧される。そうした弁護士にとって法律事務員は「雑用係」にすぎなくなるものと考えられるのである。この点、まきもとみさと『ザ弁護士』（東京図書出版会、二〇〇二年）九五頁参照。

(6) 法律事務所もふくめて法的サービス提供の場でのチームワークを論じるものとして伊藤博「チーム法務における協働マネジメントの基礎技術」判例時報一六〇四号（一九九七年）一一頁参照。

(7) 和田仁孝『法的紛争解決』観念の揺らぎ―訴訟利用期待の構造と変容』宮澤節生・神長百合子編『法社会学コロキウム』（日本評論社、一九九六年）二六九―二八七頁では、依頼者の法的解決への期待が一方で冷静に限界を意識しつつも、他方で過大な要求をもふくむものであるというアンビヴァレントな性格をもつものとして分析されている。そもそも自力で解決できずに法専門家の処理にゆだねようとするわけだから、法制度への当事者の期待は過大なものをふくむ可能性は十分に考えられよう。そうした当事者が法的処理の限界を受けいれていくことは容易ではないだろう。この点、たとえば不法行為の領

域においては紛争当事者のニーズが「金銭賠償の原則」のうちに収まらないことを指摘し、視界の拡張を図ろうとする議論として棚瀬孝雄「不法行為責任の道徳的基礎」、阿部昌樹「法的思考様式と日常的道徳意識—不法行為における金銭賠償の原則をめぐる」、和田仁孝「交渉的秩序と不法行為訴訟」、松浦好治「不法行為をめぐる法的言説と日常の言説」以上棚瀬孝雄編『現代の不法行為法 法の理念と生活世界』（有斐閣、一九九四年）所収参照。

(8) 阿部昌樹『ローカルな法秩序』（勁草書房、二〇〇二年）は、規制行政を「紛争変容装置」と捉えて京都市のマンション建設紛争を分析するなかで次のように指摘する。規制行政は「紛争処理制度が受容しうる紛争と拒絶すべき紛争とを識別する規準として機能する規範群の総体」としての「イシュー確定規準」に基づいて紛争を変容させる。マンション建設会社とそれに反対する住民との紛争は、開発審査会に対して「開発許可」をめぐる審査請求をおこなうことで、住民と行政との紛争に変換された。しかしながら、当初の紛争は制度レベルに回収され尽くすことなく、建設会社と住民との対立は社会的レベルに残存しつづけたのである。というよりも住民にとっては制度外解決に対する関心こそが重要であり、この建設会社との社会的レベルでの紛争が沈静化することで、制度レベルでの紛争が取り下げられたとされている。すなわち、紛争当事者にとっては、法的に処理される部分も、この社会的次元での紛争処理にとって有用であるか否かの観点から評価されるものである。したがって、法専門家は法的に収容し尽くせない部分にも配慮することが必要になってくるのではなからうか。

(9) 弁護士の提供する法的サービスは判決三段論法では捉えきれず、状況的判断がきわめて重要であることについては David Luban, "The Noble Oblige Tradition in the Practice of Law", *Vanderbilt Law Review* Vol.41 (1988), pp.717-740. すでにほかつて Brandeis が説いた抽象的推論能力と経験的鋭敏さとを結合させて共通善を害さないような依頼者支援を可能にする Progressive Professionalism の再生が主張されている。そこには具体的な文脈での妥当性を捉える裁量的判断が含意されているといえよう。そしてそうした判断をおこなうためにはできるだけ詳細な紛争の事情を踏まえておくことが有益であると考えられる。

(10) 弁護士と依頼者との関係をカウンセリングと類似するものとして捉えるのは和田仁孝『民事紛争処理論』（信山社、一九九四年）二二〇—二二七頁である。和田は、弁護士のカウンセリングによって、当事者が冷静になり提供された法知識を利用していく活力を取り戻していくとする。法律事務員にはこの法知識を提供するという活動は許容されていないが、それでも本論で述べているように、一定の法知識を必要とするのではなからうか。

（11）その代表的なものとして井上正三・高橋宏志・井上治典『対話型審理——人間の顔』の見える民事裁判』（信山社、一九九六年）参照。

民事紛争処理過程における新しい職域をもとめて——麻田恭子

序

日本国民の大多数は、「裁判」もしくは「訴訟」という言葉に対しあまり良いイメージを持っておらず、まして、訴訟当事者になった経験のある人は少ないだろう。また、できれば今後も訴訟とは関わりを持ちたくないと思っている人が多いと考えられる。そして、裁判所は冷たく閉ざされた機関であると感じ、弁護士あるいは法律事務所に対しては不透明な感覚を抱いている国民が多いのが現状のようである。しかし、民事訴訟は少しずつではあるが間違いなくその形を変えている。裁判所では書記官の権限増大などを中心に機構改革が進んでおり、また、一部の弁護士は新たな問題意識の下に事務所を刷新したり当事者の訴訟への関わり方を工夫するなどし、開かれた司法を目指すようになってきている。

私は、ここに、実在する法律事務所ですら実際に扱ったある医療過誤訴訟事件を紹介し（ただし、当事者等はすべて匿名）、その紛争がどのような体制の下でいかに処理されたのか、関係者が紛争の処理にどのように関わったのかをできるだけ正確に再現することにより、一部の法律事務所では、弁護士と職員そして当事者が一体となり、意欲的に公正な民事紛争処理手続の実現に取り組んでいることを多くの方に知って欲しいと考えている。

本稿で紹介しようとしている事件を扱った弁護士は、港区赤坂のアメリカ大使館の近く、東京地方裁判所から徒歩

約一五分の場所に、三〇坪程度の事務所を構えている。弁護士登録をしてから二〇数年になる五〇代半ばの彼の事務所は、彼以外に、勤務弁護士一名、主に民事訴訟を担当する秘書A、その他一般事務を担当する秘書一名、以上合計四名から構成されている。一般民事事件（四ツ谷・神田のクレ・サラ相談も含む）が主な仕事であるが、国選・私選の刑事事件や特許事件なども扱う、いわゆる「なんでも屋」の「町弁（マチ弁）」であり、我が国におけるもつとも一般的な事務所の形態を呈している。その法律事務所が訴訟を受任する場合は多くは、二名の弁護士が連名で受任し、各事件ごとに主任弁護士が決められ、その主任弁護士が訴訟をリードしていくことになる。しかし、それぞれの弁護士が単独で事件を受任することもあり、これから報告しようとしている医療過誤訴訟に関しては、所長であるK弁護士が一人で受任し、民事訴訟を主に担当している秘書のAが、弁護士と当事者との橋渡し役として積極的に手続に参与している。弁護士に加え、事務所職員あるいは当事者の訴訟への係わり方という点から見て、従来型の民事訴訟とはかなり異なる紛争処理手続が行われているが、法律事務所における新しい職域という観点から、特に秘書Aの職務の範囲に注目をして、訴訟の進行状況を追ってみたいと思っている。

一 電話による依頼の打診

平成一二年三月二三日、K事務所の訴訟担当秘書であるAは、K弁護士とAとの共通の知人に紹介されたという井上弘一（以下「弘一」という）と名乗る男性からの電話を受けた。弘一は、現在彼が抱えている問題を解決するため、これまでに二回弁護士に接した経験があったが、その二回の経験から、弁護士に対して強い不信感を抱くようになっていた。しかし、信頼できる知人に「K事務所に連絡をとり、これまでの成り行きを話し、これから先どうしたらいいか相談してみたらどうか」と助言され、あまり期待せず、またある程度の警戒感を感じつつK事務所に電

話をしてみたものである。

弘一は、Aに、知人の紹介であることを告げた後、相談したい内容について話しを始めた。K事務所では、相談または委任依頼のための電話があった場合で、依頼者が特に拒否しない時には、Aが予め電話で事案の概要等を聞くことが多い。前もって事案の概要を聞くことにより、①初回の相談にどのくらいの時間を要するか予測をたて、②訴訟を提起するのかADRを選ぶのかにつき大体の検討をつけ、③依頼者が原告側なのか被告側なのかを知り、④ある程度事案を整理し書面で弁護士に報告しておくことにより初回の打ち合わせ時間を短縮するようにし、⑤初回相談の際に必要な書類・その他がある場合には前もって依頼者にそれを伝え、⑥必要な場合には事件に関する学説や判例の動向についてあらかじめ下調べをしておく、等々の下準備が可能になるためである。

Aは弘一と約二〇分ほど電話で話しをしたが、弘一がどのような問題を抱えており、K法律事務所は何をして欲しいと希望しているのか、概略理解することができた。Aは、弘一と弁護士の予定を調整し、一週間後の同年同月三日に打ち合わせの予定を入れた。弘一が電話の中で何度も口にした「パーキンソン病」という病気について、Aは何も知識を持っていなかったため、打ち合わせまでにある程度の知識を得ておきたいと考え、一週間の猶予期間をとつたものである。

弘一は原告本人ではなく原告井上キミの長男である。本件において、被告に対し強い反感を感じ、訴訟を提起したいと希望していたのは、原告本人よりむしろ弘一の方だったようであり、また、原告本人であるキミは高齢のうえパーキンソン病による身体上の障害があるため、長時間の外出や単独行動が難しい。そこで、被告病院の対応やキミの病状等について最も詳しい弘一が、キミに代わってK弁護士やAと打ち合わせをし、紛争処理に関する手続の多くを進めることになった。

二 電話で井上弘一が語った事案の概要

本件原告であり弘一の母であるキミは、平成一一年一月一五日頃、自宅の階段で転倒した。キミは数年前より手指に振戦（ふるえ）が見られると共に、単独で歩行するのが困難であったが、転倒を機に症状がより悪化した。そこで、数日後の同年同月一九日、近くの救急病院で受診したが、入院が必要な状態であるにも係わらず空室がないとのこと、本件被告である北山病院を紹介された。キミは、被告病院で骨粗鬆症であると診断され、同年一月二〇日、同病院に入院をし、そこで投薬とリハビリを繰り返し施された。しかし、なかなか回復の様子が見られなかった。キミが被告病院に入院してから三ヶ月近くが経とうとしていた四月四日、弘一は新聞でパーキンソン病についての記事を読み、それがキミの症状に酷似していることに気付いた。弘一は、キミの担当医に対し、キミがパーキンソン病に罹患しているのではないかと質問をし検査の依頼をした。しかし、同年四月二三日、担当医から検査の結果その疑いはないとの回答を得た。入院生活は約三ヶ月になっていたが、症状は改善せず、キミは入院中の全期間にわたりオムツを使用しほぼ寝たきりの状態であった。同年五月初旬には、被告病院が長期療養型の病院ではないことを理由に病院側から退院を迫られると共に、被告系列の有料老人ホームを紹介された。しかし、老人ホームの利用料金が非常に高額だったため、弘一はキミを受け入れてくれる病院を必死に探し、同年五月二五日、キミを訴外江東病院に転院させた。キミは、訴外江東病院に転院したその日のうちにパーキンソン病であると診断され、直ちに抗パーキンソン病薬の投与を受け、その後、症状は劇的に軽減した。

弘一は、キミが被告病院に入院中から、その対応の悪さを不快に思うと共に、診断や治療に不信を抱いていたが、江東病院での診断・治療の結果直ちにキミの症状に大きな変化が現れたことを目の当たりにして、被告病院にパーキンソン病を看過した誤診があったことを確信するに至った。そして、せめて被告病院が己の誤診を認め、長期間苦痛

を強いられたキミに詫びると共に、今後このようなことがないよう充分に反省をして欲しいと強く望むようになった。

弘一は、同年九月一〇日、被告病院に電話をして、以上のような弘一の希望と考えを述べたが、病院側は電話での問い合わせには一切応じられない旨回答した。正直なところ、弘一はその時病院に対して具体的に何をして欲しいと望んでいたのか、自分でもよくわからなかったが、とにかく、弘一の方からパーキンソン病ではないかと質問をしたにも係わらず誤診をした被告病院に対し何らかの形で怒りをぶつきたい気持ちでいっぱいだった。弘一は、当初、一人で病院に向いて説明を求めるとも考えたが、医学の知識が全くない弘一が、一人で被告病院を訪れても、病院側に丸め込まれてしまうのではないかと考え、仲裁に入ってくれる公の機関がないかどうか調査をした。

まず初めに、同年一〇月七日、弘一は第二東京弁護士会の消費者問題対策委員会が開設している「医療被害一〇番」を訪れた。弘一は、「弁護士に相談すればきっと何か良い案が浮かぶだろう、弁護士という法律の専門家なら素人には考えつかないような名案を持っているのだろう」と非常に期待をして、弁護士会館へと出かけた。しかし、弘一が担当弁護士にこれまでの経緯を報告すると共に、被告病院に対し望んでいる内容を説明したところ、担当弁護士は、

「現在がよければ、もう過去のことなんかはいいいじゃないですか。争っても勝ち目はないし徒労に終わるだけです。私だったらそんな無駄なことしないで家でビールでも飲んでくつろいでいますよ。」

と信じがたい言葉を吐き、薄笑いを浮かべ、全く取り合わなかった。弘一は、そのような弁護士の態度を目の当たりにし、押さえがたいほどの激しい憤りを覚えると共に、弁護士への信頼感を大きく崩した。病院だけでなく弁護士に対しても強い不信感を抱いた弘一であったが、帰途、弁護士会館の一階で「第一東京弁護士会仲裁センター」という機関があることを知り、同年同月一二日、同機関に電話を試してみた。しかし、ここでは仲裁申立ができる段階になっていないという理由で断られた。弘一は、もう弁護士に相談してみても結局何ら解決にはならないと考え、東京都医

療福祉相談所へ電話をして事情を話してみた。すると「健康情報センター電話相談」という機関があることとその連絡先を教えてくれたため、早速そこに電話をして、どのように対応したらいいのか相談をした。「健康情報センター電話相談」では、まず病院に対し期限を切つて内容証明郵便を送付すること、そしてもし期限までに明確な回答がないようなら調停を起こすようにとの助言を得た。弘一は、直ちに被告病院に対して内容証明郵便を出すと共に東京簡易裁判所を訪れ、病院側から明確な説明がなかった場合に「相手に誤診を認めさせ謝罪をさせることを目的とする調停」についての質問をした。そこで弘一が得た回答は、調停を申し立てるためには、ただ単に「誤診を認めろ」「謝れ」という要求は受理されないので、損害を金額に換算してその損害額を賠償して欲しいという申立の形にしなければならぬ、ということだった。

被告病院からの回答が期限までに来なかった場合を考え、弘一は、早速調停申立の準備に入った。裁判所で得た知識と図書館の書籍から学んだ知識が弘一の調停に関する知識の全てであった。弘一は、「損害を金額で提示し請求しなければ調停申立ができない」と裁判所で聞いたため、そのような形式をとり、回答期限経過後である同年一二月二二日に損害賠償金を金二〇〇万円とする調停の申立をした。弘一が考えていた調停のイメージは、相手方である病院関係者もしくは担当医が調停に出席し、診断・治療に関する説明をしてくれ、公平な第三者の下で医療過誤の有無について話し合いをし、話し合いを聞いていた公平な第三者の判断を仰ぐというような、暖かい人間的なものであった。しかし、実際には、相手方からは、一〇名余の弁護士の名前が連記された答弁書が提出され、第一回期日である平成一二年一月一七日にはその中の一人の弁護士が出席し、話し合いには応じられないと主張するのみであり、キミの病気に関する具体的な説明は何もなかった。弘一は更に、同年一月二二日付準備書面を用意し、その中で「申立人は……………看護添書、診断書等の記載内容についてかねてから質疑応答を望んでいた。……………相手方は電話では答えられないと

いう姿勢……申立人は第一回調停の場で回答を得る予定でいたが、それすら実現されていない現状であり、誠に遺憾である。」と主張し、被告病院の説明を望んだ。しかし、二回目の期日にも、相手方からは前回と同じ代理人一名が出席したのみであり、その代理人が高圧的な態度で話し合いには応じられないと繰り返し主張し、弘一が望んでいた説明は受けられなかった。それは、弘一のイメージしていた調停とは大きくかけ離れたものであり、当該調停は二回の期日で、同年三月二二日に不調に終わった。この時を境に、弘一の弁護士および司法に対する不信任はより強いものとなってしまった。

ここで、本稿を読まれる方の為に、筆者が知りうる範囲で、パーキンソン病のことについてごく簡単に記載したいと思う。①パーキンソン病の発症メカニズムをごく単純化すると次のようになる。脳には基本的にパーキンソン病の運動症状に係わる二つの「神経伝達物質」がある。一つは「ドーパミン」と呼ばれ、もう一つは「アセチルコリン」という。神経伝達物質は神経細胞と神経細胞の間を流れて情報を伝える役目をしており、ドーパミンは運動の『アクセル役』、一方のアセチルコリンは『ブレーキ役』を果たしている。パーキンソン病は、そのドーパミンを作っている脳内の「黒質」という神経細胞が壊れていく。その結果、パーキンソン病では「ドーパミン欠乏」という状態が生じてくることになる。一方、アセチルコリンは脳の「綿糸体」というところにある神経細胞が作っていて、こちらの方は量がかわらないので、アセチルコリンがドーパミンに比べ、相対的に過剰になる。つまり、運動のアクセルが弱くなって、ブレーキの作用が強い状態となり、運動障害が起こる。②パーキンソン病は身体を動かすことがうまくできなくなるのが特徴だが、安静時に手足・顎などが小刻みに震える「振戦」、身体が動かなくなったり動作が遅くなったりする「無動・寡動」、間接がこわばって、動きが悪くなる「筋固縮」、姿勢が前屈みになり、すり足・小刻み歩行・すくみ足・転びやすいなどの「姿勢・歩行障害」が四大症候である。③アクセル役のドーパミンの補充をしな

ければ症状は決して改善しないが、補充の仕方が少々ややこしく、ドーパミンを直接投与しても、血中に入ったドーパミンは脳内では血管から外に漏れず、脳の神経細胞に達しないため、ドーパミンに変化する前の「L・ドーパ」という前駆物質を投与する。L・ドーパは脳の関所を通り抜け、神経細胞に達しドーパミンに変わる。(以上、平成一年一月四日、毎日新聞「パーキンソン病」より抜粋)

三 訴訟に向けての打ち合わせ

Aは、弘一から電話を受けた後、初回打合せまでの間に自分のなすべき仕事は、電話による弘一の話しの中から訴訟に必要な内容を整理しK弁護士に報告すること、問題となるパーキンソン病を理解するに必要な文献・資料を収集し整理することであると認識した。特に、本件においては、弘一の怒りや弁護士に対する不信感が大きかったので、それらを取り除かない限り、当事者である依頼者と、K弁護士・Aを含む法律事務所との間の信頼関係を基にした共同作業は不可能であると考えた。そこでAは、事実関係ならびに弘一の希望を簡単な書面に整理しK弁護士に報告した際、この書面が弘一との打合せにも使われることを念頭に、病院や弁護士に対する弘一の気持ちも十分に汲み入れた書面になるよう心がけた。K弁護士は、Aに対し、パーキンソン病とはいかなる病気なのか調べ、また、調べがいたら当事者と打ち合わせをする前に、Aと二人で簡単に事前打ち合わせの時間をとりたい旨指示を与えた。Aはパーキンソン病について弁護士会館内の図書館で文献を検索し、弘一から電話で聞いた事案をまとめた書面と共にK弁護士に提出し、パーキンソン病に関する認識を確認しあうと共に争点となるであろう点につき簡単な打ち合わせを済ませた。

K弁護士とAは、被告北山病院のカルテや看護記録をまだ見ていなかったが、パーキンソン病の進行は非常に遅く

年単位で進行することが文献から明らかであったため、原告である井上キミが訴外江東病院に転院した平成一一年六月に、パーキンソン病それも重度のパーキンソン病であると認定され、現在もパーキンソン病の治療を受けていることに間違いがないのであれば、北山病院に入院中もおそらくパーキンソン病に罹患していたであろうことは容易に推測できた。

平成一二年三月三〇日、初めての打ち合わせの日、弘一はやや緊張した面もちで、約束の時間ぴったりにK事務所を訪れた。Aはできるだけ弘一の緊張がほぐれるように注意して弘一に対応するよう心がけた。

弘一「初めまして、井上弘一と申します。この度はお忙しいところ、お時間を割いて申し訳ありません。どうぞよろしくお願い申し上げます。」

K「初めまして、弁護士のKです。それから、この事件を担当することになる秘書のAです。よろしくお願いします。」

A「お電話でお話しさせていただいたAです。よろしく願いいたします。先日お電話でお聞きしたことをとりあえず書面にまとめてみました。大まかな点で間違いがないかどうか確認していただけますか。」

弘一は、AがK弁護士に報告したのと同じ書面を手に取り一字一句見逃すまいとするように読んでいた。

弘一「間違いありません。電話で話しただけで、こんなに正確に理解していただいているとは思いませんでした。ありがとうございます。ただ、電話で全てをお話しできたわけではないので、今日はもっと詳しく事実を整理したものを持参いたしました。それから、先日電話で指示をされた調停の資料、それに伴って相手方から提出されたカルテ・看護記録などを持参いたしました。」

A「この資料はお預かりしてよろしいでしょうか？」

弘一「どうぞ、預かっていただいて結構です。私は他にコピーを持っていますので、ゆっくりと調べていただいて結

構です。」

Aは、医療過誤訴訟の実体に関し、問題となり易い過誤の種類、勝訴率、判決確定までの平均期間、損害賠償請求金額に対する平均的認容額の割合等を具体的な数字を示しながらできるだけ分かり易くいてねいに弘一に説明し、医療過誤訴訟が他の損害賠償請求事件に比べ長時間を要すること、それにもかかわらず得られる賠償金額が低い傾向にあることについて説明をした。

A「……ですから裁判にしたとしても、判決が出るまでに時間がかかると思いますし、仮に勝訴したとしても弘一さんが調停で請求された金額が認められるのは難しいかもしれませんよ。」

弘一「賠償金の額はどうでもいいんです。もともと、お金が欲しくて調停を起こしたわけではないので……お金に換算しないと申立ができないと言われたのであのような形をとったにすぎません。今までの病院側の態度に関し、私たちが家族が非常な憤りを感じているということ、調停の場にも出てこない病院側に認識してもらいたいです。そして、母が北山病院に入院中、パーキンソン病に罹っていたということ、それを発見できなかったことについては北山病院に非があるということ、これを認めさせ謝罪して貰えればそれでいいんです。そして……できることなら北山病院に社会的制裁を与えたいと思います。でも……裁判には多額の費用がかかると聞いていますし……母の看病のため、現在私は仕事から退いており収入がありません。母の年金と、同居の弟が入れてくれる生活費、そして私が働いていた時の貯えとで生活をしている状態です。ですから、先生にお支払いする費用が十分に用意できないのですが、何か公的に扶助してくれるような機関があればご紹介頂けないでしょうか。」

K「公的扶助の制度というのがありますけれどねえ……でもまあ、お金のことはそれほど心配しないで大丈夫ですよ。それより、この仕事を引き受けるにあたっては、北山病院のカルテや看護記録をもう少し詳細に調べてみないといけ

ないですね。弘一さんのおかあさんが北山病院に入院中パーキンソン病に罹っていたことは間違いなかったとしても、北山病院がおかあさんのパーキンソン病を発見できなかったことについて北山病院にミスがあると言うことができるかどうかを考えてみましょう。」

弘一が調停の際に請求した損害賠償金二〇〇万円の根拠は、①被告病院は、原告がパーキンソン病に罹患していることを看過して骨粗鬆症の治療をしていたのであるから、その治療は全く無駄であったといえる。また、被告病院が原告のパーキンソン病を診断し難病の認定がなされていれば、補助金が支給され、医療費、薬代等は無償になったはずである。したがって、原告が被告病院に支払った医療費等を全額返還して欲しい、②入院期間中に弘一を含む原告の家族が看病の為病院に通った際にかかった交通費等を返還して欲しい、③原告が訴外江東病院に転院してから、身の回りのことが一人ではほほできるようになるまでに訴外江東病院に支払った医療費等を返還して欲しい（これは、もし被告病院でパーキンソン病が認定され治療がなされていれば、原告が退院する頃には一人で身の回りのことができるといったであろうと推定され、訴外江東病院に転院するまでもなく被告病院から退院できており、したがって訴外江東病院に治療費等を支払う必要はなかったであろうという理由からである）、④原告は被告病院入院中の全期間にわたりオムツを使用していたこと、また抗パーキンソン病薬を使用しなければ絶対に効果があらわれないリハビリを無理強いさせられたことにより、肉体的・精神的苦痛を負わせられたこと等について、慰謝料を支払って欲しい、というものであった。

弘一は、自ら簡易裁判所に出向き調停について尋ねたときに、「金額に換算して請求をするように」と教示されたために以上のような請求の仕方をしていった。しかし、弘一の本来の目的は、①被告病院に誤診があったことを認めさせると共に謝罪をさせたい、②できるならば被告病院に何らかの社会的制裁を加えたい、という二点であった。そし

て、損害賠償の金額については特に多くを望んでいなかった。以上のような内容の会話が交わされた後、損害賠償請求額について、K弁護士と弘一との間で次のようなやりとりがあった。

弘一「北山病院は、母の病気であるパーキンソン病を診断することもできなかったし、寝たきりの症状を改善させることもできなかったなので、病院に支払った費用を全額返して欲しいと要求することはできませんよね。」

K「でも、あなたのおかあさんは、階段で転倒して頭を打ち、それを原因として歩けなくなっただけでしょ」

弘一「いいえ、違います。前々から手指に震えがあり、一人で歩くこともおぼつかなくなっただけです。病院に行ってもらおうね、と勧めていたんですが、父が一度入院したらそれきり帰宅することができずに亡くなったことが強く記憶に残っていたらしく、病院に行くことを嫌がっていたんです。そうしたら、階段で転んでしまって……」

K「転んですぐに動けなくなっただけですか」

弘一「いいえ、違います。打ち身はあったようなのですが、二三日は何とか自分でトイレに行ったりしていました。その後、突然歩けなくなっただけです。」

K「北山病院に入院して、少しは症状が改善したんでしょう。あなたが病院に憤りを覚えているのは、パーキンソン病の診断ができなかったということについてでしょう。転倒して頭を打ったと言って病院に行けば、普通、病院はCTを撮ったり、痛み止めの薬を投与したりしますよね。そういう一般的検査や措置を……」

弘一「ええ。でも、母がパーキンソン病だと認定されれば医療費は免除になったはずなんです。それなのに、医療費を支払ったうえ、三ヶ月以上動くこともできず毎日オムツをあてられて母はどんなに辛かったかはかりしれません。それに、パーキンソン病の場合には、本人がどんなに頑張っても抗パーキンソン病薬の投与なくしては効果は上がらないんです。無理にリハビリなんかをしたら本人が辛いだけです。」

K「それはわかります。でもね、よく考えてくださいよ。あなたはおかあさんを病院に連れていった時、転倒したことを医者に話したんでしょ。もし、話したのなら、医者として転倒による突発的な変化を疑ったとしても仕方がないですよ。少なくとも転倒を原因とした打ち身や痛みについての検査や措置に関して医療費を返還せよと主張することとは難しいと思います。北山病院に初めて連れていったときと退院した時と比べて、全く症状に変化がなかったわけではないでしょう。」

弘一「ええ。でも、ほとんどよくなっていませんでした。入院時も退院時も歩けなかったし、症状はほとんど変化ありません。もちろん、私は素人ですから細かい検査データ等についてはわかりませんが。」

K「もう一度言いますよ。もしあなたがおかあさんを他の病院に連れていったとしても、おかあさんが転倒したことを話せば、医者は何らかの検査をしたと思いますよ。ですから、被告病院に対し医療費の全額を返還せよという請求はできないと思いますよ。」

弘一「……………わかりました。でも、北山病院が母のパーキンソン病を診断できなかったことは確かなことなんです。母は、北山病院に入院中よくならなかったんです。そうだとすれば、医療費の一部を返して欲しいと要求することはできますよね。」

K「確かにパーキンソン病は発見できなかったし、その点ではよくなっていないかもしれませんが、でも、全ての検査や治療が無駄だったとも言えないと思います。どこまでの検査や治療が有用であり、どこからが無駄であったのかの線引きが非常に難しいと思われれますねえ。」

弘一の口調と言葉遣いは一貫して非常に丁寧であったが、彼の気持ちの中は病院への怒りでいっぱいであり、冷静さを欠いているようであった。その日の話し合いで、本件の場合には、すでに調停が不調に終わっていたこと、弘一

が公の第三者による判断を仰ぎたいと強く望んでいることが明らかであったため、パーキンソン病に関する詳細な知識の会得、その他の準備が整い次第、北山病院を被告として、訴訟を提起することに決め、Kは本件訴訟を受任することにした。余談ではあるが、民事訴訟に対する不満の一つとして「高い（民事訴訟費用の大部分は弁護士費用）」ということが挙げられているところ、Kは、弘一が長期間にわたるキミの看病のため失業中であること、その他の理由から、調査費用および実費の名目で一〇万円を預かったのみで事件に着手した。この預り金は、パーキンソン病に関する資料や文献を揃える費用・医師から助言を受け、もしくは相談した際の相談料やお礼・送付嘱託の際に裁判所に支払ったコピー費用・訴訟のための印紙および郵券代金・その他交通費等に使用した。実際のところ一〇万円では不足であったが、Kは実費としてそれ以上のものを請求していない。

Kは、原告の家族が抱いている感情なども交えながら懸命に訴える初対面の弘一を目の前にしながら、本件を不法行為として構成するのがよいか、あるいは債務不履行として構成するのがよいか等の法的観点から事実を捉え、また、勝敗の確率を考えると共にどの位の損害賠償金を請求するのが妥当であり、その請求金額に対してどの位の額が認容されるのか等について考えながら、打ち合わせに臨んでいた。そんな中、弘一は重ねて問うた。

弘一「先生、北山病院が母のパーキンソン病を見落としていたということがわかれば、病院側に謝罪させることはできますよね。どのような病気なのかを発見し治療するのが病院の役目ですのに、発見することができず不適切な治療をしていたわけですから…」

K「そうですね…。弘一さんの気持ちはとてもよく理解できます。ただ、謝罪を求めるというのは、ある意味で賠償金を獲得するよりずっと難しいんですよ。病院側が最後まで誤診を認めなかったとしても、裁判官が病院側に誤診があったという心証を持てば、判決により賠償金の支払いを命ずることはできると思います。でも、謝罪というのは良

心の問題でしょうか？絶対に間違ったことはしていないと言い張っている当事者に対して無理やり謝れと命ずることは大変難しい問題を含んでいるんですよ。その辺はおわかりですか。」

弘一「ええ…。それはそうですね。では、社会的な制裁についてはどうでしょうか。」

A「弘一さんが考えていらっしゃる社会的制裁とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか？」

弘一「うーん、そうですね。具体的に申し上げるのは難しいのですが、例えば、北山病院が医療過誤で訴えられているということが他の患者さんたちに明らかになることによって北山病院が注意深く診察や治療に臨むようになり、母のような思いをする患者さんが減少すればと…。」

この段階で、Kは弁護士立場から、北山病院の行った行為のうち何についてどのような問題があったのか要件事実を中心に極めて冷静に考えていたのに対し、弘一は北山病院にいかなる形の謝罪をさせ、どのような形で社会的制裁を加えれば母であり原告であるキミおよび家族の気持ちがおさまるのかについて感情面での納得を中心に考えていた。このように当事者が感情的になることは弘一に限ったことではなく、多く（もしくはほとんど）の訴訟当事者に見られることであり、そのこと自体に問題はないのだが、何をもって紛争処理と考えるのか、つまり何を訴訟の到達点と考えるのかについて弁護士と依頼者との考えが異なっていたのでは、仮に法的な勝訴をしたとしても、依頼者の感情は整理されることがなく、感情面での不満を残したまま紛争処理が終了されることになる。Aは、常々、弁護士が考える紛争処理と当事者が考える紛争処理の形態が異なっているような状態では、紛争処理がなされたとはいえないと考えており、積極的に当事者の感情と弁護士の訴訟に対する考え方とのすり合わせをするよう務めている。

ところで、K弁護士は非常に多忙である。ちなみに、弘一からの依頼を受けた時点で、民事訴訟を二〇件程度、刑事事件を二件、その他ADRを二〇数件抱えていた。また、特に約束がなくても、三〇件近くある顧問先から電話が

入り簡単な相談をされることが一日に何度もある。したがって、法律問題と直接関係のない点について自ら調査をすることなどはとてもできないし、当事者と十分なコミュニケーションを確保するのにもなかなか難しい。そこで、本件においては、Aがそのような業務を分担することになった。

四 訴状の作成

Aは毎朝八時半頃事務所に入る。K法律事務所の始業時間は九時半ということになっているが、Aは一時間ほど早く事務所に入り、始業までの約一時間、ゆっくりコーヒーを飲みながら興味のある本を読んだり、忙しい時にはその日の仕事の手順を考えたり下準備をすることになっている。大した用事がなくても、依頼者に電話をかけコミュニケーションをはかるのもこの時間帯が多い。ゆっくり話しを聞いて欲しそうな依頼者がいても、秘書が二人しかいないK事務所では、業務時間内に話しを聞くのがなかなか難しい。そのような場合は、朝の早い時間を指定して依頼者から電話をかけて貰うこともある。本件訴訟を提起するための準備には非常に多くの時間を必要としたが、K弁護士がこの訴訟と並行して多くの仕事を抱えていたのと同じように、その秘書であるAにも多くの雑用があり、本件にかかりきりというわけにはいかなかった。そこで、本件受任後提訴までの数ヶ月の間、Aは朝のこの一時間のほとんど全てを本件訴訟の準備に費やした。

医療過誤訴訟は、①原告側に病気に関する専門知識がないため、検査数値や治療法をも含めた病気全体に関する知識をかなりの細部にわたって一から獲得する必要があることから、提訴までの準備に通常の損害賠償請求訴訟に比べ何倍もの労力を要し、②証拠のほとんどが被告側に偏在しているのみならず、それが改ざんされる恐れさえあり得るということから、もし証拠保全手続が必要な場合にはそのタイミングも非常に重要であり、③訴訟が係属し始めてか

ら更に詳しい知識が必要になってくることも多い、などの理由から非常な労力を必要とする訴訟である。

Aは、まず、パーキンソン病についての詳細な知識を獲得する準備から始めた。当初、弁護士会図書館の文献から得た程度の知識で対応をするつもりでいたが、とてもそれでは足りず、厚生省に依頼し、厚生省指定の難病であるパーキンソン病の資料を入手した。訴訟の準備にどの程度の範囲のどのような知識が必要で、それを効率よく入手するにはどのような手段があるかを考えるのもAの重要な仕事の一つである。結局、厚生省から入手した資料でも用が足りず、医学書専門の書店でパーキンソン病の専門書を購入することにした。Aの知人の中にAが気安く質問ができる数人の医師がいたが、本件で問題となっている病気がパーキンソン病という発症率が比較的低い特殊な病気であったため、専門外の医師から知識を得ることはできなかった。Aはパーキンソン病に関する簡単な解説から読み始め、次に厚生省発行の資料へと読みすすみ、最後にパーキンソン病の専門書を読むことにより、原因・症状・検査方法・進行状況・治療方法・予後・その他の知識を獲得した。本件の場合には、調停の段階ですでに相手方からカルテと看護日誌が開示されていたため、証拠保全手続の必要はなかったが、被告北山病院のカルテと看護日誌および投薬記録等の詳細をチェックすることにより、被告病院の検査や治療内容を確認し、被告病院がキミのパーキンソン病罹患を知り得なかったことに過誤があるか否かを判断することが必要であった。

更に、しなければならぬ最も大切なAの職務は、キミ・弘一らと綿密に連絡を取り合うことであった。Aの調査が何についてどこまで進んでいるのかを依頼者に報告し、その結果に対し依頼者が何をどう考えるか訊ねることを、Aは頻繁に行っていた。その作業の繰り返しにより、弘一とAとの間に互いに信頼関係が生まれると同時に、当初、被告に対して感情的だった弘一は、徐々に事実を客観的に見据えられるようになり、気持ちの整理ができてきたようであった。AはK弁護士に、時々調査の進行状況や弘一とのやりとりを報告していたが、Aの仕事のポイントがずれ

ているような時には、Kが助言をし軌道修正をした。本件は、最初に弘一がK法律事務所に電話をした時点から提訴までに丸四ヶ月以上かかっているが、その理由は、本件がパーキンソン病というまだ未知の部分が多い難病に関する医療過誤訴訟であったため、文献・資料が入手しにくく、入手後もその文献・資料の内容の理解がAにとって非常に困難であり、さらには被告病院のカルテや看護日誌を翻訳してそれを原告の症状と比較するという作業に手間取ったのが一番の理由である。また、弘一が、それまでの過労がたたって体調を崩し二週間程度入院してしまったことも提訴に手間取った一つの理由であった。

一応の準備が終了し、訴状の作成段階に移った。Aは、それまでの間、綿密に弘一と連絡を取り合い、A自身が弘一の気持ちを充分理解できていると自負していたため、原告が辛いと思いついて不満と感じていた事柄・事情および提訴に至った理由など当事者の気持ちのすべてを盛り込んだ訴状を起案したつもりであった。その訴状はAが準備した他の資料と共に弁護士に提出され、K弁護士による訂正がなされた後、平成一二年七月初め、依頼者宛てに送付されている。そして、同年同月一三日にK法律事務所において、K弁護士・Aならびに弘一の三名で訴状についての打ち合わせがなされた。根拠は省略するが、訴額はK弁護士とAの話し合いの下、金四二〇万円と定められた。

弘一「訴状を読ませていただきました。お忙しいのにありがとうございます。」

A「弘一さんに一つ質問があったのですが、弘一さんのこれまでの発言や記述の中にパーキンソン病の症状として『意欲がない』『消極的』『内向的』などという言葉が出てきますが、私が調べたところでは、パーキンソン病の症状として、そのような言葉が記載されている文献が見あたりません。もし、弘一さんの方でパーキンソン病の症状についてそのような記載がある文献や資料をお持ちでしたら、提出していただけますか。そのような症状が出るというのは何かの資料でお読みになったのでしょうか。」

弘一「ええ…何かの本…いえ、たしか江東病院の担当医斉藤先生がそのように仰っていたと思うのですが…。今日家に帰ってもう一度資料を見てみます。」

A「お願いします。さて、訴状についてですが、もっとこの点を強調して欲しいとか、この点はこうじゃないとか、何でも結構ですので意見があれば仰っていただけますか。」

弘一「大変よくできていると思います。その通りだと思います。」

K「弘一さんが初めて事務所にいらした時に、治療費の返還について、私との間で少々意見が食い違いましたけれど、訴状における損害賠償請求額の点についてお話ししておきたいと思います。訴状には、北山病院に支払った医療費は全額返還して欲しい、また北山病院で正しい診断と治療がなされていれば江東病院に転院する必要もなかったし、パーキンソン病の認定を受けていれば医療費は無料だったのだから、江東病院に支払った医療費も全額返還して欲しいという内容にしております。しかし、これはあくまで訴状の記載内容をそのようにしたというだけで、私はこれら治療費について全額認められるべきものだと考えているわけではありません。」

弘一「私は、やはり、そのところがよく理解できないのですが…。北山病院でパーキンソン病だと認定されれば、医療費が無料になったわけですよ。北山病院がパーキンソン病を見逃したから医療費を支払う必要ができてしまったわけですよ。」

K「北山病院であれどこであれ、パーキンソン病を認定するまでの間、検査をしたり経過を看たりする必要がありません。また、認定申請後すぐに認定ができてすぐに医療費が全額無料になるわけではありません。そうなるには、多分一ヶ月はかかるのではないのでしょうか。それに、お母さまについてはパーキンソン病を原因としない症状の治療もなされ、検査数値が正常化している点があることも事実ですよ。ですから、どこの病院に入院したとしても全額を返

「還せよという主張をすることは難しいと思います。」

弘一「……………ええ…そうですか。差額ベットについてはどうなのでしょう。」

K「差額ベットはですね、どこの部屋を選んだかの問題であって、医療過誤があろうとなかろうと、その病院の差額ベットの部屋を選んだとすれば、支払わなくてはならないものです。医療過誤があったから差額ベット代が必要になつたわけではないので、これも被告に請求するというのは難しいと思います…。それから、医師には診察し治療をする義務はあると思いますが、だからといってそれが必ずしも障害の認定申請をする義務があるということにつながることは限らないと考えられますねえ…。弘一さんも、もう一度良く考えてみてくださいね。」

この日、訴状に関してKと弘一との間で問題となったのは、主に、損害賠償請求額の根拠と認容の可能性に関してであった。とりあえず、訴額に関しては金四二〇万円とすることにし、弘一は最終的にKの考えを理解して帰つたようであったが、その後、次のような手紙がA宛に届いた。

「拝啓 盛夏の候、皆様ますますご健勝のことと存じ上げます。

去る七月一三日は、ご多忙の折にお時間をつくっていただき、誠にありがとうございました。帰りにはサクランボまで包んでいただき恐縮の限りです。当日はお盆の迎え火でしたので、仏前に供えさせていただいた後に、母と弟と三人でごちそうになり、美味しくいただきました。

さて、この度は訴状を前にしながらの打ち合わせにもかかわらず、私の勉強不足・認識不足等で混乱を招き、K先生とAさんのお仕事の進行を妨げてしまいましたことをお詫び申し上げます。帰宅後に手持ちの資料で確認しましたところ、パーキンソン病の症状として、『意欲がない』『消極的』『内向的』等と記載のある文献は見あたりませんでした。江東病院の斉藤先生との会話の中で使っていた表現でしたが、私の不用心な発言と記述を申し訳なく思います。

医師の障害認定申請が診療契約（義務）に含まれないことのお話も、驚きと同時に、大変勉強になりました。北山病院がどうであれ、どこか一カ所の病院できちんとした診断治療を受け、障害認定期間の猶予を待つ必要があるという意味で、江東病院の治療費を負担させることができないことも、ようやく理解できるようになりました。（病院設備上による差額ベット代のことと仕方がないのだと。）北山病院入院中の治療・検査等の全てが無駄であったとは断定できないので、線引きが難しく治療費返還では争えない、というお話も、冷静になれば然るべきことと思います。

私の中で憤りが高いために、あれもこれも全て請求してやらなければ気が済まないという思いがありましたので、この点を反省致しました。頭を冷やして原点に帰れば、家族側の再三の申し出があつたにも関わらず、パーキンソン病ではないという診断をし続けたことの謝罪・願わくは社会的制裁の成就が大切なことを改めて認識した次第です。正直に申し上げるならば、いつの間にか金銭的な部分に重点を置いてしまっていた自分が確かにありました。K先生とAさんが、どのような思いで依頼を引き受けてくださったのか、を思いめぐらしますと、昨日までの自分が恥ずかしくなつてまいります。

……………中略……………

何かお手伝いできることができましたら、どんなことでもご連絡をいただければ幸いに存じます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

平成一二年七月一八日

井上 弘一

五 第一回口頭弁論

本件は、弘一自らの希望により、全ての期日に弁護士・Aと共に弘一が出席している。弘一は、被告病院に対して

非常に強い不満を抱いており、また、法律相談で初めて出会った弁護士が不用意に発した言葉や調停の時の弁護士の態度などから弁護士一般（職業としての弁護士全体）に対して不信感を抱いていた。更に、調停が弘一の抱いていたイメージとまったく異なった制度であったため、司法に対する信頼をも失っていたこと等から、自らの目で手続の進展を確認しないと安心できないと思った為である。Aはこのような弘一の気持ちを考慮し、弁論準備手続を含める裁判手続には必ず弘一に同行すると共に、手続開始前あるいは終了後に、手続に関して弘一が理解していないだろうと思われる部分についてできるだけわかりやすく説明をするよう心がけた。また、弘一から希望や意見が出された場合には、それを整理してK弁護士に伝えた。

平成一二年一〇月二日、第一回口頭弁論期日が開かれた日、弘一はいつもより早く目を覚ました。九時四五分に東京地方裁判所の一階ロビーでK弁護士およびAと待ち合わせをしていたが、簡単に朝食を済ませた後、落ち着かない気持ちで裁判所に向かった。原告本人の入院中の事情を良く知っており、訴訟の成りゆきを是非見てみたいと希望した弘一の妹とも裁判所で待ち合わせをしていた。Aと共に訴訟の準備をしてきた弘一は、その日、弘一自身がしなければならぬことは何もないと承知していながらも、試験会場に向かう受験生の如く緊張していた。

一方、当日の朝、通常通り八時半に事務所に着いたAは、被告代理人からファクシミリにて送信されていた第一準備書面を目にした。第一回口頭弁論が始まるうとしているほんの一時間半前に受け取った準備書面に対し何か準備できることがあるはずもなく、やむなく弁護士用と依頼者用の二部のコピーを作り裁判所に向かった。

東京地方裁判所六二七号法廷、午前一〇時、開廷のはずの時間になっても被告代理人は現れなかった。苛立たしい気持ちで三〇分近く待ち、裁判所側から被告代理人に連絡した結果、被告代理人は欠席することであった。弘一の顔は怒りで紅潮していた。K弁護士、A、弘一、弘一の妹の四人は、無言で裁判所地階の喫茶室に向かった。

弘一「先生、こんな事が許されるのでしょうか。相手は何故来なかったのですか。事前の連絡もなしに欠席するなんて。弁護士というのはこういうことを平気でするんですか。」

K「そうですね、相手方が来なかった理由は私にはわかりませんが、我々も欠席をすることはあることなんです。でも事前に欠席の連絡を入れるようにしますけどね。まあ、その日になって何の連絡もなく来ないというのは弁護士のマナーが悪いとは言えますね。」

弘一「私は、裁判というのはもっと厳粛な制度だと思っておりました。個人対個人では話し合いができないからこそ、裁判にしたわけですよ。裁判というルールに乗せた以上、相手が逃げたり隠れたりできないものだと思っていました。」

K「別に、逃げたり隠れたりしているわけではないと思いますよ。」

弘一「こんな事がいつまでも続いたらどうなるんでしょう。次回もその次も相手が出てこなかったら……。」

K「そんなことを心配する必要はないと思いますよ。今回は弁論準備手続と言って、法廷ではない普通の部屋で、相手と当方が相対して話し合いをするということになりますので、相手が欠席では審理は進みませんからねえ。これからは裁判官の心証をとるために一つ一つ立証していくということになりますね。」

弘一「えっ！裁判官の心証……では、今日相手方が勝手に欠席したということで相手方に対する裁判官の心証が悪くなったということがあるのですか？」

K「それはないと思いますよ。弁護士のマナーが悪いということと、この事件の勝敗についての裁判官の心証とは関係ないと思います。もっとも、こちらがわから主張しているのに相手方から全然書面が出なかったり、欠席するようなことが間々あったりすれば、裁判官が『何も反論できないので欠席したのではないか』と考えることもあるとは思

り、書面の提出期限を簡単に確認でき、徐々に明らかになってくる争点を知るうえで、K弁護士やAばかりではなく弘一にとっても大変参考になるものであった。

また、この日、裁判長から、キミが転院し治療を受けた訴外江東病院に送付嘱託の申立をし、カルテ・検査結果・看護日誌等入手するようにとの指示が原告に与えられた。

六 訴訟係属後の調査・書面作成・その他

（1）書証による立証

原告は、原告が被告病院入院中は勿論のこと、そのかなり以前からパーキンソン病に罹患していたことがわかれるにも係わらず、被告病院による誤診により原告のパーキンソン病の診断がなされず、間違った治療の結果、退院時に至っても原告の病状に改善が見られなかった、と主張している。それに対する被告の反論は、原告が被告病院入院中にパーキンソン病に罹患していたという事実はなく、また、仮に罹患していたとしてもそれを発見することは不可能であった。更に、被告病院の治療により原告の病状は改善した。従って原告に損害は発生していない、というものである。被告病院が原告に対しパーキンソン病の検査を行ったが、被告は原告がパーキンソン病に罹患していないと判断し、パーキンソン病に対する治療を行わなかった事実については争いがない。

原告が立証すべき事実は、大きく分けて、①被告病院は原告がパーキンソン病にかかっていたことを看過したこと、②過失があること、③過失があるとして、被告が原告を骨粗鬆症と診断し治療したことにより支払われた費用の返還はどの程度求められるか、また、精神的慰謝料をいくら請求することができるか、の二点である。

Aは、右立証事実を念頭に、準備すべき書証を作成するにあたって自分がなすべき具体的事項について考えたが、

①パーキンソン病について、特に症状・進行の速度・治療方法について文献から詳細に注意深く調べること（これは訴状作成の段階で既に終了しており、原告の如き重度のパーキンソン病にまで進行するには、一〇〜一五年経過しているのが通常であり、抗パーキンソン病薬を投与しない限り如何なるリハビリをしようとも症状が軽減することはないことについての書証が提出済みであった）、②被告病院のカルテ・看護記録・リハビリ記録等から、原告が被告病院入院中にパーキンソン病が疑われる症状（典型的症状でないまでも似ていると思われる症状）が出現していなかったかどうかをチェックすること、③訴訟係属後に入手した訴外江東病院のカルテ・看護記録・リハビリ記録等をチェックし、原告が抗パーキンソン病薬の投与を受けたことによる症状の変化を時系列にまとめること、であると認識した。

②については、被告病院のカルテを詳細に調査した。その結果、ある部分についてはパーキンソン病の症状を記載したとも思われる部分が認められたが、それほど明確にパーキンソン病の症状を読みとることはできなかった。被告病院入院中にパーキンソン病特有の症状が出現していたことに間違いはないと推測できるが、被告が原告に対しパーキンソン病の疑いを持っていなかったために、それらの症状をパーキンソン病の症状として診断しなかったものと推察される。弘一は、原告が転倒前から動きが緩慢であり家の中をゆっくり歩くことぐらいしかできなかったことを被告に伝えていたし、一つ一つの症状を細かく取り上げないまでもパーキンソン病に関する新聞記事を被告に示し、原告の症状がその症状に酷似していることを訴えていたが、被告は「骨粗鬆症」以外の病気を疑ってもみなかったようである。

被告病院のカルテをAと共に詳細にチェックしていた弘一の脳裏に、弘一が被告に新聞記事を示し、原告はパーキンソン病に罹患しているのではないかと質問した時（平成一一年四月初旬）のことが、昨日のことのように鮮明に思い出えってきた。弘一は、いつまで経っても快方に向かわない原告を目の当たりにして、母である原告が新聞記事で

読んだ難病である「パーキンソン病だったらどうしよう」という思いと、「パーキンソン病だとわかればある程度の治療ができるのではないか」という思いが複雑に交錯していた。弘一の質問に対し、被告は「そんなことはないと思いますが一応検査してみましょう」と簡単に応えた後、MRI検査を実施した。その結果について被告は、原告はパーキンソン病ではない、と弘一に伝えている。ちなみに、パーキンソン病患者についてのMRI検査は、「検査の結果に異常がない」ことをもってパーキンソン病診断の一要素としているのであるが、被告はそのことを正しく理解していなかったのかもしれない。結局、被告のカルテや看護日誌からは、パーキンソン病に見られるのと似た症状、例えば筋力低下・歩行障害・便秘・手に力が入らない・無表情等の記載を発見することはできたが、被告は最後までそのような原告の症状を骨粗鬆症に起因し、また、原告の本来の性格によるものと捉えていたようである。

③に関しては、第一回口頭弁論期日において裁判官から訴外江東病院に送付嘱託の申立をするように指示があったため、第一回期日直後、Aが送付嘱託の申立をし必要書類を入手した。しかし、その書面の量は想像を遙かに超える膨大な量（ちなみに裁判所に支払ったコピー代だけで二万円程度）であり、また、理由は不明であるが、検査結果を除いた、カルテ・看護日誌・リハビリ記録・投薬記録・車椅子のオーダー表等に至るまでが順不同で送付されており、それらを分類するだけでも大変な作業になりそうであった。そこで、Aは弘一に手助けを求め、それらの書面を二人で整理することにした。

ところで、原告が入院中、原告を見舞うため病院に立ち寄った家族三名が、誰であれみんな記載しあったキミに関する看護ノートが残っていたが、被告はもとより訴外江東病院のカルテや看護日誌を判読するために、Aにとってこの看護記録は非常に心強い味方であった。カルテ等は原則として日本語で記載されていたが、日本語以外の単語・専門用語・略語等も交じっており、判読は容易ではなかった。Aが医学用語辞典・英和辞典等を活用したのは勿論の

ことであるが、原告の家族が書きつづった看護ノートを読み、その日にどのようなことがあったのか・医師からどのようなことを言われたのか・原告の様子はどうかだったのか、などということの頭に入れてからカルテを読むことによつて、判読作業をよりスムーズに行うことができた。

原告の家族三名が書きつづったこの看護ノートには、原告の辛さ、家族の悲しみ、その他諸々の感情が溢れていた。被告病院入院中のことについては、「おかあさんが暑いと言うので、氷を口に含ませてあげたら、嬉しそうだった」「昨日の夜、ベットから落ちたんだって…隣のベットの人が教えてくれた。今日見たら湿布をしていたけれど、どうしてそんなことになったんだろう」「ずっと、お風呂に入れてもらっていないようなので、おかあさんに聞いたたら、看護婦さんが忙しそうで悪いから言えないんだって…だから、タオルを絞って身体をふいてあげました」「理学療法士のひとが言ってたけれど、おかあさんに意欲がないからできないんだって」、また、訴外江東病院については、「今日病院に来たら、おかあさんが一人でベットに腰掛けていたのでびっくりした。もう、一人で起きられるようになったんだって」「一人でポータブルトイレを使えるようになったんだってよ」「今日、斉藤先生に呼ばれた。家を少し改造すれば退院できるって」等々の記載を、カルテと合わせながら読んでいくと、Aの頭の中には、原告の病院生活が浮き彫りにされてくるようであった。大学ノート一冊いっぱい詰まった家族の感情を、Aはなるべく多く汲み取り、それらの感情を、訴訟のレールに乗せられる形に変えながら整理をしていった。当然のこととはいえ、原告が訴外江東病院入院時に、既に重度のパーキンソン病に罹患していたこと（更に正確にいうなら原告がまだ被告病院入院中に、被告から外出許可を得て訴外江東病院の外来で診察を受けた時点ですでにパーキンソン病と診断されていた）と、抗パーキンソン病薬の投与により劇的に症状が軽減し約二ヶ月間の治療で日常生活動作の可能範囲が著しく広がったことは、訴外江戸川病院のカルテに明確に記されていた。その中から、立証をするために特に重要と思われる部分をカ

ルテや看護日誌から抜き出し、重要部分には赤線を付し、更に翻訳をつけた。

Aは、弘一ら家族が書いた看護ノートを読み、弘一の話しを十分に聞くことを繰り返しながら、そして一つ一つ間違いがないかどうかを弘一に確認しながら書証を作成していったが、弘一はこのような共同作業に積極的に参加したことにより、裁判の勝敗を決めるポイントは何であるのかを知り、それと共に、初回打ち合わせの時にはただひたすら被告に制裁を加えたいと感情的になっていた気持ちに少しずつ変化が現れ、徐々にではあるが冷静さを取り戻していった。

パーキンソン病に関する調査は、訴状を提出する前に、そのほとんどを終了していたが、訴状提出後に訴外江東病院のカルテを読んだAには、一つだけどうしても納得できない点があった。当該カルテには、「1」の記号と共に、原告が治療を受け始めた次の日に起きあがることができるようになったとの記載がある。数ヶ月間寝たきりだった患者が、たった一日の投薬で起きあがることができるようになるなどということは、Aにとってとても信じられないことだった。弘一に質問してみたが、「ええ、たしか、そうだったと思います。それで私たちがびっくりしたんだと思っただんですが」と、少々頼りなげな回答だった。色々な文献を読んだが、抗パーキンソン病薬を何日飲めば、どの程度からの程度へと症状が軽減するのか具体的な記述のあるものはなかった。Aは、具体的な薬の効き方を確認したいと考えていたが、弘一が持参した資料の中に、「パーキンソン病友の会」という機関が発行した小冊子があるのを発見し、そのパーキンソン病友の会に電話連絡を試みた。そして、その責任者に本件訴訟について説明をし協力を求めたところ、快く引き受けてくれたため、原告に関する資料を持参の上、K弁護士と共にパーキンソン病友の会を訪れた。この機関は、パーキンソン病の患者だけで運営されており、患者や家族のために小冊子を発行したり、患者や家族の色々な悩みや質問に答えたり、難病認定の手續の簡素化・迅速化を厚生省に働きかけたり、その他パーキンソ

ン病患者のための諸々の仕事をしていた。K弁護士が、挨拶をし、訴訟について簡単に説明した後、Aは一番気にかかっていたことを質問した。

A「私がこの患者さんの病状に関し非常に疑問に思っているのは、他の病院に入院中三ヶ月以上も全く寝たきりだったのに、この病院に転院して抗パーキンソン病薬の投与を受けた次の日に、要するにたった一日の薬の投与で、ベッドの手すりに掴まって起きあがるようになったなんて…そんなことが本当にあり得るのでしょうか。」

責任者「ええ、充分あり得ます。それこそ、パーキンソン病の特徴ですね。『レナードの朝』という映画を観たことがありますか。ずっと寝たきりだった人が、ある薬を飲んだところ、次の日に歩いて去っていったというストーリーなんですがね…。あれはパーキンソン病患者のことを描いているんですよ。あれがパーキンソン病に典型的な薬の効き方なんです。」

A「へええ、そうなんですか。私は普通に考えてちよつと信じられなかったもので。」

責任者「そうですね。常識では考えられない効き方をするんですよ。それとね、薬のオン・オフ効果というのが特徴なんですよ。」

A「えっ…オン・オフ効果？」

責任者「薬が効いているでしょう…その時には考え方がすごく前向きで歩くのもスルスと歩けるし、何の問題もないのですがね、それをオン状態と呼びます…しかし、薬が切れてくると突然オフ状態になるんですよ、歩きたくても初めの一步がでない、気分も暗くなってきた…地下鉄の駅なんかで突然オフ状態になるとすごく困るんです。」

K弁護士は、責任者に対し、もし必要となったときには証言をしてもらえるかどうか尋ねたところ、責任者は快諾した。それまで、Aが最も疑問に思っていたことがこれで判明したことになる。

（2）ビデオによる現状確認

第五回弁論準備手続が終了した時点で書証はほぼ提出され、証人尋問の段階へと進むことになった。原告は本人に変わる証人として弘一を、また、被告は被告病院における原告の担当医師を証人申請することにした。更に鑑定証人の立場で訴外江東病院で原告の診察を担当した齊藤医師を原告側から申請することになった。

しかし、証人に関する打ち合わせが終了した後に、被告代理人から思いもよらぬ質問が出た。それは、本当に原告の症状は軽減したのか、本当に現在は簡単な身の回りのことができるのか、訴外江東病院を退院した時点で一時的に歩行可能になっていたとしても現在は動けないのではないか、原告が歩行可能なら何故弁論準備手続に出席しないのか、まして弘一が証人として証言するくらいなら、原告本人が出廷し本人尋問をすればいいのではないかというものであった。この点については、弘一が陳述書の中で「原告は歩行可能であるが、パーキンソン病による障害を持ってゐるため、長時間の外出や単独歩行が難しい、また、老齢のため緊張を強いられる法廷で証言することは不可能である」という趣旨を述べていたが、被告代理人から原告本人の現在の状況に関する質問が出た段階で、Kは原告の現時点での生活上における日常生活動作の可能範囲に関し、裁判官の心証を得ておいた方が良いと素早く判断し、その場にいた弘一に相談することなく、次回期日までに現在の原告の生活を撮影したビデオテープを提出することを快諾した。

原告の日常生活動作に関するビデオ撮影をすると決まった次の日、朝早く弘一からA宛に電話がかかってきた。弘一は、被告代理人が今頃何故そのようなことを言い出したのか、ビデオを提出することで不利になるようなことがないのか、等につき非常に心配をしているようであった。Aは、被告代理人が原告の様子を知りたいと思うのは、原告を一度も見ることがない以上ある意味で当然だとも言えること、原告が歩行可能である以上、原告が元気な様子をビ

デオに撮って裁判官にみせることにより原告の主張が正しいことを裁判官に印象づけることになり、原告にとって有利な証拠になりこそすれ決して不利なことにはならないということを丁寧の説明した。弘一は、安心したようであり、撮影当日、原告自宅の最寄り駅まで出迎えてくれることを約束した。

ビデオ撮影日までの間に、Aは数回にわたり原告本人と電話で話したことがあったが、KもAも原告本人に会うのはその日が初めてであった。現在原告が通院している医院の診断書やパーキンソン病の認定証等から、また、弘一からの報告により、原告の現在の病状について想像はしていたが、ビデオ撮影のため原告に会ったことにより、現状をより生々しく実感することができた。Kらは想像していた姿に比べてずっと元気な原告の様子にびっくりした。意識レベルで言えば、健常者とほとんど変わらない挨拶や会話が可能であった。日常生活動作については、①ベットから起きあがる際には手で上体を支えながら起き、ベット横の柵に掴まって立ち上がる、②歩く時には自分の意志よりも早く足が出てしまうこともあるようだったが普通の歩行は可能であった、③階段の昇降もできた、④箸を持って小さな煮豆を摘んでみせた等々、カメラをまわしながらナレーションをいれていたAのうわずった声が「凄い凄い、無理をしなくていいんですよ。ええっ、そんなに細かいこともできるんですか……！」と、何回も繰り返しているほどだった。

KとAは相談の上、ビデオだけではなく、現在原告が治療を受けている医院の担当医から、原告の現在の病状や日常生活動作の可能範囲についての診断書を発行してもらおうということになった。通常、病院で発行する診断書には、病名および必要な加療期間について記載してある程度だが、Aは特別な診断書のフォームを工夫し作成してみた。その診断書には、原告の病名はもちろんのこと、予想できる発病からの経過期間について、現在の生活可能動作について等、一〇項目以上の質問を用意し、なるべく医師の手を煩わせないよう、病名以外のことについては、単に○をつ

けたり数字を記入したりすればいいようにした。そして、その医師宛に、現在進行している医療過誤訴訟の内容と原告がおかれている立場を説明したうえ、現在治療に係わっている医師の診断書が必要な理由をしたためた手紙と共に郵送した。その際、これ以上の質問をしたり、法廷に呼び出すなど、迷惑をかけることは決してしないことを書き添えた。この診断書を送付した医師はパーキンソン病を専門として治療にあたっている医師であったため、書証としての価値が高いと思われる、KもAも医師からの回答を心待ちにしていたが、医師からは「私は、パーキンソン病を治療することは専門であるが、それ以外のことに係わり合いたくない」との趣旨の回答があり協力は得られなかった。

（3）陳述書

本件訴訟が係属した比較的早い時期から、Aは弘一に対し、陳述書を準備するよう依頼した。本件の場合には、原告本人は老齢で陳述書を書くことは難しいと思われた上に、仮に陳述書を書けたとしても、証人として法廷に出廷することに耐えられないと考えたためである。Aは、弘一に陳述書の持つ意味を説明し、最初はとにかく自分の言葉で、本件訴訟に込めた気持ちをありのままに書いて欲しいと伝えた。初めに弘一が書いた陳述書は、かなり感情的なもので、そのまま裁判所に提出するには不向きであったが、その陳述書を読むことによって、Aは原告を含む弘一家の、被告に対する激しい怒り、持って行き場のない悔しさ、その他諸々の感情を理解し吸い上げることができた。原告および弘一の心の底にある感情を第一稿の陳述書で理解した上で、陳述書として耐えうるものとするために、つまり法的な主張となるように、Aは弘一に対し少しずつ助言をし、何度か書き直しをしてもらった。弘一は、初めに自分の言葉で正直に書いた文章を、少しずつ自分の頭の中で整理し違った文章に書き直していくことにより、感情も整理されていくのを感じていた。

(4) 証人尋問

原告側が申請した証人である弘一については、準備について何の障害もなかった。弘一は基本的に自分の考えの下で陳述書を作成していた為、陳述書に記載されていることを確認する形で尋問をすればそれでよかった。原告の家族が原告の手の震えに気付いたのは数年以上前だったこと、歩行困難になったのも数年前だったこと、それらが非常にゆっくりと進行してきたこと、手の震えが一則性であったこと、被告病院入院中にパーキンソン病ではないかと質問したにもかかわらず検査の結果パーキンソン病ではないと言われたこと、おむつをはずして一人で排泄動作ができるように訓練して欲しいと被告に依頼したところ原告に意欲がないので不可能だと言われたこと、これ以上症状が軽減しないことを前提に介護が必要な人の為の老人ホームへの入所を薦められたこと、被告病院入院中に訴外江東病院を外来受診した際すぐにパーキンソン病の診断がなされたこと、訴外江東病院に転院後速やかに症状が回復したことなど、時系列に事実を聞くことにした。

鑑定証人の立場として申請をした訴外江東病院の斉藤医師は、東京近郊の他の病院に転勤していたが、Kが転勤先に電話をし、事件のことを説明した上で証人として出廷して欲しい旨を伝えた。斉藤医師は原告のことをよく覚えており、証人として出廷すること、それに先立ち打ち合わせをすることを承諾した。KとAとは、鑑定証人としての斉藤医師にどのようなことをどのような順序で質問していくか、それまでの書証や文献を読みながら検討をしていた。Aが斉藤医師からの電話を受けたのは打ち合わせ予定日のおおよそ一〇日ほど前であった。K弁護士が外出中だったため、Aが電話を受けることになった。

斉藤「先日お話しがあった、井上さんの裁判の証人の件なのですが…。」

A「はい。お忙しいのに、まして遠方ですにお引き受けただいて、ご本人も大変感謝されていました。どうもあ

りがとうございます。」

齊藤「それが…大変申し訳ないのですがお断りしたいんです…。」

A「えっ…どうしてですか。もし、打ち合わせの日もしくは証人尋問の日が都合が悪いとおっしゃるんですしたら、何とか他の日に変更するよう調整してみますが。」

齊藤「いいえ、都合が悪いわけではなく、とにかくいつなら引き受けられるという問題ではなく、証人として法廷に出るのはお断りしたいんです。」

A「そうですか。わかりました…。ただ私どもも裁判所に齊藤先生が出廷して意見を述べてくださるということも、既に届けてありますので、何故出廷できないのか、理由だけでもお聞かせ願いたいのですが、いかがでしょうか。」

齊藤「実は…お話ししているいかどうかわからないのですが…ええと…その…江東病院の方から私に連絡が入りまして、北山病院と江東病院とは距離的にも近いですが…ええと…法廷に出て北山病院に不利になるようなことを証言しないようにと…私も勤務医ですので…同じ系列の病院間で転勤を命じられることもあり、やはり、あまり逆らえない状況にあります。」

A「…そうですか。別に北山病院に不利になることを証言してと申しているのではなく、齊藤先生が診た井上キミさんの病状とその治療方法についてお話しを聞かせていただきただけなのですが…そうですか…もしかしら後ほど弁護士からもう一度お電話をさせていただくかもしれません。先生のお気持ちは充分理解いたしましたので伝えておきます。」

齊藤「もう、弁護士さんからはお電話頂かなくても結構ですので、とにかくよろしくお伝えください。」

Aは電話を切った後しばらくボーっとしていたが、法廷から戻ったKに齊藤医師との会話の一部始終を話した。K

は少し考えた後、受話器に手を伸ばした。

K「先程秘書のAに電話を頂いたようで、内容は聞きました。要するに被告に関する不利な証言はしたくないという趣旨ですよ。」

斉藤「はい、そうです。それに証人になることも辞退したいんです。」

K「先生のお気持ちはわかるんですがねえ、民事裁判で証人として申請を受けた場合には、証人として出廷するのが国民の義務なんですよ。」

斉藤「国民の義務？」

K「ええ、そうなんです。国民の義務です。ですからあなたにはどうしても法廷に来ていただかないなりません。ご迷惑で申し訳ないとは思いますがねえ。」

斉藤「ああ、そうですね。じゃあ仕方がないですねえ。では、証人尋問の当日にはうかがいます。でも、北山病院の田宮先生がなさった治療の内容について、意見を述べることはできませんので、それでもよろしいですか。」

K「ええ、結構です。先生の知識と経験の範囲で事実だけをお話いただければ結構です。」

斉藤「わかりました。では、当日直接裁判所にうかがいます。」

K「打ち合わせをしたいんですが…。」

斉藤「ええっと…とにかく、江東病院の方から、なるべく、この事件には深く関与しないようにと…。」

K「私のいうことをよく聞いて冷静に考えてくださいね。あなたにはご迷惑と思いますが、とにかく証人尋問には証人として出廷していただくことになります。証人尋問というのは時間が限られています。我々はその時間内で証人から必要なこと全てを聞き出す必要があります。あなたは被告にとって不利になるようなことは話せないけれど、自分

の知識や体験は話せるのですよね。そうだとすると、原告である井上キミさんの症状や治療方法について事前に整理して思い出しておいたり、我々があなたの知識のうちの何について質問するのかを知っておいたほうが証言しやすいのではないのでしょうか。我々は事前にあなたに会ったからといって、原告にとつて有利な証言をして欲しいと頼むわけではありませんし、まして、被告に関して不利な証言を求められるわけでもありません。被告にとつて不利な証言をしたくないのなら、逆に、何を聞かれるのかを予め知っておいた方が、いいのではないのでしょうか。決して無理に何かを証言させようというわけではありません。もう一度だけお願いします。是非、打ち合わせの時間をとつて頂けないでしょうか。」

齊藤医師はKの強引かつ執拗な口調に、不本意ではあったが、仕方なく証人尋問の前にK弁護士と会う約束をした。齊藤医師が非常に多忙で時間を取りにくいということから、齊藤医師の予定に合わせ、Kらが齊藤医師の勤務している病院に向き、病院内で打ち合わせをすることになった。平成一三年五月七日、K弁護士とAそれに弘一も一緒に齊藤医師の勤務する病院に向かった。弘一は、齊藤医師に裁判のことで迷惑をかけたことを詫びたいも思っていたし、弘一自身が証人尋問で答えるのに際し、齊藤医師の話を聞きながら記憶を喚起しておきたいとも思っていたためである。

齊藤医師は、やや緊張し、また、多少の警戒を込めた表情で、Kらを出迎えた。

弘一「先生、母の入院中は大変お世話になりありがとうございます。」

齊藤「いいえ、どういたしまして…。その後、ご様子はいかがですか？」

弘一「ええ、おかげさまで…。その後も何とか元気にはしております。」

齊藤「ねえ…。あの時は、本当はもっと早く退院できるはずだったのに、胆石になってしまったりして、随分長い入院になってしまったんですよねえ…。」

弘一「この度は、母のことで色々のご迷惑をおかけし申し訳ありません。こちらが今回の裁判のことでお世話になっている弁護士の方と秘書の方とです。」

K「よろしく願います。無理を言っただけで申し訳ありませんでしたねえ。」

A「Aです。お電話では失礼しました。今日はキミさんの最近のビデオを持ってきたんですよ。見てみられますか？」
齊藤「ええ、是非：あら：元気そう：ああ、そうそう：あらあら、だいぶ太られましたよねえ。ああ、いいですねえ：細かいこともできるみたいだし：。はい、最近の状態はわかりました。」

K「では、本題に入りたいと思います。初めに再確認いたしますが、齊藤先生は、北山病院もしくは担当医である田宮医師の診断や治療について、意見を述べたり、回答をしたりすることはできないということですね。」

齊藤「はい、そうですね。それはできません。」

K「ご自分の体験は話していただけるのですね。」

齊藤「はい、お話しいたします。」

K「ご自分が学ばれた知識についても話して頂けるのですね。」

齊藤「ええ、お話ししますよ。」

K「では、ご自身の知見の範囲で、井上キミさんに関する意見は言えるということですね。」

齊藤「うーん、意見：まあ、そうですね。」

K「北山病院の主張の中で、パーキンソン病は進行性の病気なので、齊藤先生が初診の段階で、原告がパーキンソン病に罹患していると判断したのはおかしい。もっと経過を診てからでないと判断できないはずだ、という主張があるのですが、どう思いますか。齊藤先生は、井上キミさんのパーキンソン病診断につき、パーキンソン病の一症状であ

る『進行性』については、どうお考えになったのですか。」

齊藤「ええっ、そんなあ…だって、井上さんはもう進行しきっていたんですよ。それなのにどうやって進行性を判断せよというんですか。私は、弘一さんに『キミさんは手の震えとか歩行障害が数年前から出ていませんでしたか』と聞いたところ、数年前からすみ足や、なかなか第一歩がでないとか、小刻み歩行があった、そしてそれが段々ひどくなったとかいう話をなさいましたので、間違いのないと思ったんですよ。問診だけでも進行性の疾患だということは、判断できたはずですよ。北山病院の先生はそういう問診をしなかったのですか。あと…パーキンソン病の場合には治療的診断といって、パーキンソン病が疑われる場合に、抗パーキンソン病薬を投与してみて、それが効けばパーキンソン病だと判断するんですよ。」

K「齊藤先生が、井上さんを初めて診てすぐにパーキンソン病だと判断された根拠はどのようなことだったんでしょうか？ 決定的な決め手と言うか。」

齊藤「上肢と下肢を診て、これは動かしてみてもという意味ですが、すぐにわかりましたねえ。」

K「弘一さん、北山病院の田宮先生は下肢を動かしてみたりしましたか？」

弘一「いいえ、特にどこを動かしたということとはなかったと思います。」

齊藤「パーキンソン病の診断は、上・下肢を動かしてみても判断すればまず間違いはないんですがねえ。北山病院の先生がそれをしなかったとしたら問題ですね。あっ、すみません。今の北山病院に関する発言は撤回します。とにかく、井上さんの場合にはすぐにパーキンソン病だと診断できましたよ。典型的症状でしたからね。まず視診、目で見て診断するという意味ですが、診察室に入ってきたときに表情の変化がなく固い独特の表情でした。それだけでもパーキンソン病を疑ったのですが、上・下肢を動かしてみても、また固縮の状態などを見て、すぐに判断できましたよ。進行

性かどうかはパーキンソン病を診断する上で重要なことではありません。」

K 「斉藤先生は、まだお若いようですが、何例ぐらいパーキンソン病の患者さんを診てきていらっしやるんでしょう。」
 斉藤 「そうですねえ…私自身が難病の申請をしたのは一〇名以下だと思えます。病気自体がそれほど多いわけではありませんからね。今は、緩和ケアセンターに変わってしまいましたから、診ていませんし…。忘れてしまっていることもあると思うんですよ…。へええ、これが最近の専門書なんですか、パーキンソン病だけの専門書ねえ…：こういう本は年々研究が進み、新しくなっているんですが、みんな高いでしょう、とても新しい本をどんどん買って読むということはできないんですよ。証人尋問の際に私の知識を質問することもあって仰っていますが、最近は違う科に移ってしまったので覚えているでしょうかねえ。ちよつと、心配です…。」

A 「よろしかったら、この本をお貸ししますので、証人尋問の時までに目を通して頂いて、色々な事を思い出して頂いても結構ですよ。付箋が付いている部分が、裁判所に証拠として提出してある頁です。」

斉藤 「そうですか…ふーん…ああ、私もこういう本を読んで色々勉強しましたねえ。」

K 「先生は、キミさんがパーキンソン病に罹患してからどのくらいの年月が経過しているとお考えですか。」

斉藤 「たぶん、一〇年以上は…。」

A 「斉藤先生に質問があるんですが、カルテによると、井上キミさんが江東病院に入院した日から、抗パーキンソン病薬を投与し始め、その次の日の欄に先生の字で『手すりにて起きあがり可!』と書いてあるのですが、たった一日で寝たきりから、起きあがるようになったという意味でしょうか。」

斉藤 「ええつと…ちよつとカルテを見せてください。そうですね、井上さんの場合には、寝たきりで入院してきて、つまり他人の力を借りなければ体を持ち上げられない、背中をベットから離すことができない状態で入院していらし

て、たった一日の投薬でベッドの手すりにつかまって人の手を借りることなく起きあがることができるようになったんですよ。こういう効き方をするのが抗パーキンソン病薬の特徴なんです。でも、キミさんの場合には特に良く効きましたね。」

A「そういう場合には『著効』と言えるんでしょうね。」

斉藤「勿論ですよ。だって、寝たきり：全然起きあがれないんですよ、そういう人がたった一日で、自分の力で座れるようになったらすごいじゃないですか。そう思いませんか？」

A「もし骨粗鬆症の患者だったとしたら、そういう効き方をする薬が存在しますか。」

斉藤「ないと思います。他にはないですよ、抗パーキンソン病薬は急に効くんです。でも、薬が切れると突然動けなくなったりすることもありますが…。」

A「井上さんには、骨粗鬆症の薬も投与されていましたが、歩けないほどひどい骨粗鬆症だったのですか。」

斉藤「本来、骨粗鬆症が歩行困難の直接の原因になるということはありません。骨粗鬆症を原因として骨折し、その結果歩行困難になることはあり得ますが…。私は、当初、北山病院で骨粗鬆症と診断されていたので、その情報提供書を信じ、そのまま治療を継続していました。そのための情報提供書ですからね。でも、その後で江東病院でも検査しています。その結果、それほど酷い骨粗鬆症は見られなかったと記憶しています。ですから、その後は予防的な意味も兼ねてお薬を出していたのかもしれないですね。でも、申し訳ないのですが、その点については、はっきりと記憶していません。」

A「では、北山病院に入院中、それほど酷い骨粗鬆症にかかっていた可能性もあるのでしょうか。」

斉藤「北山病院入院中のことは私には一切わかりません。」

K「今日は、お忙しい中ありがとうございます。当日も、こんな感じで斉藤先生の経験と知識をお聞かせ願うだけですから…どうぞ気楽な気持ちでいらしてください。お忙しいのに本当にご迷惑とは思うのですが…。まあ、国民の義務ですし…ちよつと普通の人ではできないスリリングな経験を思うと思つて、裁判所見学のつもりで…」

斉藤「わかりました。では、裁判所見学、楽しみに行かせていただきます。」

斉藤医師を含む四人は、打ち合わせが終わる頃には、和やかな雰囲気にも包まれていた。斉藤医師との打ち合わせを終え三人が都内に戻ってきたのは、午後九時近くになっていた。弘一と途中で別れたK弁護士とAは、体に鉛を埋め込まれたかのように疲れ切っていたが、簡単に食事をしながら今後の方針について話し合った。K弁護士らはこれまで、原告は何か重篤な病気とパーキンソン病とを併発している、重篤な病気の陰に隠れた形になっていたパーキンソン病が発見しにくかった可能性もありうるのではないかと考えていた。しかし、斉藤医師に話しを聞くうちに、パーキンソン病に罹患していた原告の足がもつれて階段で転倒し、その際打撲を負った原告が、トイレに行くことさえも非常に苦痛に感じるほどの痛みを覚え、トイレに行く回数を減らそうと考え、水分や食物を摂らなくなった結果、脱水症状その他を併発したのではないだろうか、そして、脱水症状が改善された後の歩行困難に関する原因について、被告が判断を誤ったのではないかと推測するに至った。

また、原告が被告病院に入院中、骨粗鬆症に罹患していた可能性についても疑問を感じるようになった。K弁護士は、Aに対し、原告が書証として提出していた被告病院入院中のレントゲン写真を根拠に、何らかの方法で、原告の骨粗鬆症の程度について判断するように命じた。

Aは、どうすべきか考えたが、知り合いの整形外科開業医に協力を乞うべく、被告病院入院中の原告のレントゲン写真を持参のうえ、知人の医院を訪ねた。

A「実は、現在、医療過誤訴訟をやっているんですけどね…。協力していただけますか？」

整形外科医「うーん…患者側、それとも病院側…？」

A「病院側の弁護をしているんだったら、先生の意見なんかを聞きに来ませんよ。患者側で、医学のことがわからないからこそ、聞きに来たんじゃないですか。」

整形外科医「ああそうだよ、ま、一般的なことならいいですよ。」

A「ここに、レントゲン写真があるんですがね。見てください。」

整形外科医「ああ、これ…ふーん、骨粗鬆症の検査でもしたの？」

A「ええ、そうです。この写真だけから、骨粗鬆症についてどう判断します？」

整形外科医「このね、四角く写っているとこがあるでしょ。これが、少し潰れたようになって、片側の幅が狭い台形みたいになっているでしょ。正常な人は、これが潰れていない四角なのね…だから、この人は骨粗鬆症に罹っているとも言えるんじゃないかなあ…要するにね、お婆さんで腰が曲がっている人がいるでしょう。そういう状態だと思うなあ。それほど酷くはないと思うけどねえ。」

A「この程度の骨粗鬆症で歩けなくなるっていうことはありますか？」

整形外科医「骨粗鬆症で歩けなくなることはないんですよ。ねえ、この人太ってる？」

A「ええ、かなり太ってます。」

整形外科医「ああそう…太っているとね、こういうふうには骨が薄く写ったりするんですよ。実際に、骨密度がそれほど低くなくても、太っているとねえ…どっちにしてもレントゲン写真だけじゃあ、正確な判断はできないなあ。」

A「この人はね、全然歩けなかったんですが、『骨粗鬆症を原因とした歩行困難』と診断され、三ヶ月以上入院して

治療を受けていたんですよ…。もし、この人が先生の患者さんで歩行困難だったら、骨粗鬆症によるものと判断する余地がありますか。」

整形外科医「だからね、言ってるでしょ。骨粗鬆症を直接の原因として歩行困難になることはないんですよ。この写真だけから、何の病気かって言われてもねえ…。この写真を見る限り骨折はしていないし…。あのね、最近、骨密度を正確に測る機械ができていて、レントゲン写真だけで骨粗鬆症の判断をすることは少ないんですよ。DXA法という方法でね。正確に測るにはね…。」

A「最後に、仮に、この人が寝たきりで、非常に酷い骨粗鬆症に罹っていたとしたら、薬で短期間に改善できますか。」
整形外科医「酷い骨粗鬆症の場合はね、残念ながら…改善は難しいかなあ…骨粗鬆症は治療するというよりも進行をくい止める努力をするという感じなんでね…それに寝たきりでしょう、カルシウムは摂取するだけでなく、太陽を浴びて運動をすると吸収されやすくなるんだけどねえ。」

A「よく、わかりました。ありがとうございました。先生、医療過誤で訴えられたら連絡くださいね、お力になりますからね…！」

整形外科医「シッ！こんなところで冗談言わないでよ。待合室の患者さんに聞こえるでしょ。」

Aは当該医師に簡単なレントゲンの所見を書いて貰い事務所に戻った。弘一から聞いていた「キミに対して行われたつい最近の骨密度検査によると骨密度はそれほど低くないと言われた」という話と、整形外科医から聞いた話とつまり、一度骨粗鬆症に罹ったら、治癒する可能性がほとんどないという話とを考え合わせ、Aは、胸の底から突き上げてくるような喜びを感じていた。事務所に帰り着いたAは、訴外江東病院で行ったという骨密度検査の結果を入手すべく、すぐさま弁護士照会の手続をとった。もし仮に、訴外江東病院での骨密度の検査結果が正常値もしくは

それに近い数値であったとすれば、そのこと自体が直接本件訴訟の勝敗を決することにはならないまでも、少なくとも、被告病院の検査や診断の信憑性について疑義を差し挟むことにはなるだろうと考えられたためである。得られた結果は、想像通り「井上キミの骨密度は年相応であり正常の範囲内である」とのことであった。しかも、その検査は、Aが知り合いの整形外科医に聞いたDXA法という精度の高い検査法で測定されたものであった。

証人尋問を前にして、以上の準備を完了し、K弁護士らは、原告が被告病院入院中にパーキンソン病に罹患していたという事実の立証について裁判官の心証を得ることはそれほど難しいことではないと考えるに至った。

証人尋問がすぐ間近となったある日曜日、K法律事務所、弘一の証人尋問打ち合わせが行われていた。弘一は、非常に真面目な性格だったので、法廷の証人席に着いた場合に、通常の証人より更に緊張するのではないかと考えた。K弁護士が、弘一の気持ちをなるべくリラックスさせるべく行ったりハーサルである。

K「いいですか。緊張しないで、本当のことだけを答えればいいんですよ。別に、嘘を言って訴訟に勝とうと思ってるわけじゃありませんからね…。忘れたことは忘れまじ、わからないことはわかりません…。そう答えればいいんですよ。大体、あなたが書かれた陳述書を元に質問しますからね。」

弘一「はい、わかりました。」

K「私が最初に質問しますが、次に相手方の弁護士も質問をします。私の質問がどのような内容でどのような順番なのかについては、今日これから練習をしますし、あなたが答えやすいように聞きますから何の心配もありません。でも、相手方の弁護士は、少し意地悪な質問をするかもしれないかもしれません。そんな時、絶対に逆上したりしないようにね…。落ち着いて…質問の意味が分からなければそのように正直に言うてください。これは裁判官から質問された時も同じです。」

弘一「意地悪な質問ってどういう質問ですか…？」

K「うーん、具体的にはねえ、とにかく相手はあなたの証言をひっくり返したいと思って聞いてくるわけですから…。でも、あなたの場合は大丈夫、とにかく本当のことだけを証言すればいいんですからね…。これから、練習をしますが、決して暗記しようとは思わないこと…暗記しようとする、一つ躓いた時に後が続かなくなります。証人尋問の当日は、こんな感じですよ…というリハーサルですからね。感じだけつかむように…。大丈夫…もし忘れてたり間違えそうになったらしたら、私が答えを引き出すように上手に聞いてあげますから…。」

この日、弘一とK弁護士らとの打ち合わせは約二時間半にわたって行われた。弘一はリハーサルにも係わらずかなり緊張をしており、それは、弘一の真面目な性格をよく表していた。

K弁護士はAの協力の下、証人尋問の準備を行っていたが、それまでの間、事実関係についての調査をほとんどAに委せきりにしてあった為、証人尋問の三日前になってから、山のように積まれた書証を前に、どこからどのような尋問をすべきかと少し焦り始めていた。K弁護士とAは、丸一日を証人尋問の準備に費やし、Aがひどい頭痛を覚えながら時計を見上げた時には、既に日には次の日に変わっていた。

平成一三年五月一〇日、証人尋問当日についての詳細は省略するが、主尋問連続方式で、約三時間半をかけ、集中証拠調べが行われた。

弘一は証人席でカチカチに緊張していた。途中、裁判官から質問を受けた時にその緊張が最高潮に達し、真実と全く逆のことを誤って述べ、傍聴席から笑いが漏れた。しかし、だれもがその発言は誤りだとわかるような内容であったため、裁判官が笑いながら質問の仕方を変えて同じ趣旨の質問をするという場面もみられた。これは、弘一の生真面目さを印象づける一つの方法になっただけであり、決してマイナス材料にはならなかったようである。

また、訴外江東病院で原告の担当医だった斉藤医師は、非常に冷静沈着に、自らの経験と知識を証言した。原告代理人Kからの尋問に対し、斉藤医師は、平成一一年五月二二日の外来初診の段階で原告が典型的で重度のパーキンソン病の症状を呈していたこと、抗パーキンソン病薬が著効を示したこと、入院から約二ヶ月で当初目標にしていた自立訓練にまで到達していたこと等を証言した。それに対し被告代理人による反対尋問が行われたが、尋問を重ねる毎に、訴外江東病院での処置がいかに適切であったかを印象づけてしまうだけの結果に終わってしまった。

最後に、被告病院で原告の担当だった田宮医師が尋問を受け、結果論としてだが、被告病院に入院中、原告がパーキンソン病に罹患していたであろうにもかかわらず、被告病院が誤診をし発見できなかったことを認めた。また、Kからの骨粗鬆症に関する質問に対し、田宮医師は一貫して「原告は骨粗鬆症に罹患していた」と証言し、その田宮が「骨粗鬆症は治療をしても骨密度が正常値にまで復活するということはおおよそ考えられない」とも証言していた。Kが弾劾証拠として、Aが事前に調査していた資料およびAが取り寄せておいた「原告が骨粗鬆症に罹患していなかった」との訴外江東病院での検査結果を提出し証人尋問は終了した。

七 訴訟の終了

裁判長は、かなり早期の段階から、本件事案は和解が適当な事案であることを繰り返し述べていたが、証人尋問が終了した段階で、再度、和解勧誘をすると共に、原告が被告病院に入院中、パーキンソン病に罹患していたにも係わらず被告病院がそれを見落としたことはまず間違いがないのではないかと、との心証を開示したうえで、次回和解期日までに具体的和解案を勘案してきてはどうかと原告・被告双方に提案した。

平成一三年六月一日、第一回和解期日に、被告側は代理人に加えて病院の事務長が出席した。原告側はK弁護士と

Aに加えて弘一が出席したことは言うまでもない。被告は、保険会社と話し合いを進めており、最大で金一〇〇万円程度までなら、賠償金を支払えるかもしれないので、再度話しを詰めようと思っていると述べたが、被告病院の事務長は、被告病院に過失があるということを認めることについては強い難色を示し、まして被告病院名の謝罪文を書くことについては抵抗していた。それに対し、K弁護士は、原告が提訴した本来の目的は、被告病院に過失を認めさせ反省を促したいというものであったため、賠償金については五〇万円でも一〇〇万円でも構わないが、被告の誠意なしし反省がみられない和解には応じられないと申し入れた。この日、お互いに歩み寄りは見られず、第一回和解期日は和解が成立しないまま終了し、裁判長は、あと一回だけ和解期日を入れ、そこで和解が成立しないようなら判決を書く旨を双方に伝えた。

K 弁護士は、第一回和解期日の後、弘一の意思の確認をした。

K 「どうでしょうか？ あの言い方だと、被告は一〇〇万円は支払うと思いますね。まあ、被告に何も非がないということであればまだしも、証人尋問でも担当医が自ら誤診を認めていますから、弘一さんの当初の目的である『公平な第三者の前で、被告病院がキミさんのパーキンソン病を判断できなかったことを認めさせたい』ということは達成できたと思いますが：被告病院が反省しているかどうかについては何とも言えませんね：事務長は病院の過失を認めたくないようでしたし：。」

弘一 「ええ、金額は充分です。私は、金額についてはよくわかりませんので、先生方にお任せしますが：判決を出して貰うとなると和解とどこが違ってどうなるんでしょうか。」

K 「うーん、そうですね。あの証人尋問の様子だと、判決をもらっても、こちら側が勝訴することはまず間違いがありませんし、判決文の中の理由の欄には、被告に過失があったことが記載されると思います。但し、損害がいくらあつ

たかを裁判官がどう評価するか、そして賠償金の額をいくらにするかは不明ですね。それから謝罪文ですが、判決だとするとそれもむずかしいですね…。」

弘一「そうですね…どちらがいいんでしょうかねえ…。」

この日は、結論がでないまま、K弁護士は弘一に対し、良く考えてみるようにと伝え、裁判所の前で別れた。数日後、Aは弘一に電話をかけてみた。

A「K法律事務所のAです。おはようございます。あれから、和解の件について考えてみましたか。」

弘一「ええ…。本当のところ私もどうしているのかわからないんです。AさんやK先生に決めていただければ、決して不平を言ったりしないのですが…。私にどちらがいいかと問われても…困っています。」

A「そうですね、難しいですよ。本当の内心まではわからないとしても、病院として謝罪文を出してくれるというのであれば、それをもって病院側が反省していると考えていいとは思いますが、困っていますね。」

弘一「ええ、それは勿論です。あのー、先日、K先生が、もし判決になった場合に裁判官が賠償金をいくらぐらいにするかわからないと仰ったと記憶しているのですが、賠償金の額というのはどうやって決めるんですか。」

A「そうですね…一概には言えないと思うんですが…例えば交通事故の場合などは、積極的な損害つまり病院に支払った治療費や壊れた車の修理代などと、消極的な損害といって仮に事故にあわずに働いていたとしたらいくらぐらいの収入があったかというようなことを総合的に判断するんですけれどね…。お母さまの場合に、裁判官がどの程度の賠償額を考えるかは私にもわかりませんねえ。ただ、交通事故の場合に当てはめたとすると、お母さまの場合にはご高齢で収入もなかったことから考えて消極的な侵害は少なかったと判断されてしまう可能性はありますよね…。」

弘一「そうですね…。あのう、本当に不平を言ったりしませんから…どちらがいいか決めていただければありがたい

んですが…。」

A「では、次回の和解期日の時に相手方の出してくる条件を見てからもう一度考えましょうね。」

第二回和解期日の前日、K弁護士は被告代理人から次のようなファクシミリを受け取った。一部省略してここに紹介する。

『……………仮に和解が可能であれば、田宮個人が利害関係人として加わり、直接の診察担当者として謝罪することでご了解いただければ幸いです。病院名（被告名）での謝罪も考えられますが、……………本件はもともと田宮に患者さんが急性期を乗り越えたのであるから早く退院してもらった方がよいという考えがあったため、弘一氏からのパーキンソン病ではないかとの訴えを真摯に取り上げなかったという点に根本原因があるとも考えられ、これは個人としての担当医の力量（個性）に負うことが多く、病院の診療体制そのもの問題ではなかなか解決つかないことから、田宮名での謝罪でご了解を得られればと考えます。病院は判決をもらい、それを以って田宮自身に反省をしてもらっても効果は同じだろうということで、むしろ判決を希望しているのですが、田宮自身に反省してもらうには田宮自身に謝罪をしてもらっても効果は同じだろうという当職の説得で上記の形の和解をお願いする次第です。……………前回和解期日で、先生から「金額は五〇万円でも一〇〇万円でも構わないが、保険会社からポイントと和解金がでるからというのではなく、病院の誠意ないし反省がみられない和解には応じられない」という趣旨の回答があったわけですが、……………保険会社から一〇〇万円が出るかどうかは当然ながら現状では一〇〇%確定した事項ではなく、あくまで見込みにすぎないことをご理解いただければ幸いです。その結果、和解後の保険会社との話し合いで当然病院や担当医の負担部分が生じてくることはありえることであり、病院側が全く負担のない見込みのうえで今回の和解に応じるということではないことをご理解ください。田宮（利害関係人）の謝罪文言としては次のような文章を考えています。よろしく

ご検討ください。」利害関係人は、原告に対する診療過程において、訴外井上弘一から原告がパーキンソン病ではないかとの訴えに対して、これを真摯に受け止め適切な診断を行い得なかったことを認め、これを謝罪する。』

平成一三年六月二六日、提訴から約一〇ヶ月を経た後「被告は原告に対し損害賠償金一〇〇万円を支払い、利害関係人が原告に対し謝罪をする」という形で、訴訟は終了した。

和解成立後、K弁護士、A、弘一の三人は裁判所地下の喫茶室で向かい合っていた。

弘一「先生、Aさん、本当にありがとうございました。気持ちの整理もつきましたし、一〇〇%満足しております。今まで、最初にお預けした一〇万円だけで精一杯動いて頂いて…どのようにお礼を申し上げたらよいのかわかりません。手数料につきましては、病院側から支払われた一〇〇万円を全部先生に取っていただいで、足りない分は少しづつ働いて払います。」

K「よかったですね…。私はねえ、ずっと考えていたんですよ。和解金は半分ずつにしませんか。」

弘一「……………」

K「この裁判は、私とAさんと弘一さん、三人の努力と協力のもとに達成されたものです。だから、その成果も半分ずつが妥当だと考えます。そこで、私が手数料として半分貰う、そして弘一さんが半分貰う、それでどうでしょうかねえ。」

弘一「……………そんな…そんなわけには参りません。先生やAさんがどんなに一生懸命やってくださったのか、私はよく承知しております。とても、そんなわけには…。」

K「いいじゃないですか。そうしましょう。」

弘一の目には、涙が光っていた。

八 依頼者の思い

事件が終了し、依頼者の気持ち少し落ち着いたであろうと思われる頃、Aは弘一に電話をしてみた。弘一が希望した形での紛争処理ができたかどうかにつき、正直な気持ちを聞いてみたいと思ったためである。

A「K法律事務所のAです。ご無沙汰しています。その後お母さまの様子、どうですか。」

弘一「ええ、お陰様で何とか元気に過ごしています。」

A「今日はね、何の用事もなかったのですが、その後、どうしていらつしやるかお聞きしたかったのと、少し落ち着いてから訴訟を振り返ってみてどう感じていらつしやるかお聞きしたいと思って、電話をしたんですよ。正直な気持ちをお聞きしたいんですが、結論については満足なさってますか、そして、気持ちの整理はつきましたか。」

弘一「大変満足しています。当初は考えていなかった賠償金も受け取れましたし、和解条項に謝罪文を入れてくださったのもよかったと思っています。」

A「ああ、そうですね。それはよかったです。私も嬉しいです。でもね、弘一さんが希望した形での社会的制裁は与えられたと思いますか。」

弘一「うーん。社会的制裁というのがどういうものなのか、訴訟の最中に私も考えていたんですが、具体的に考えると難しいんですよね。本当は、新聞の片隅にでも被告病院が訴えられているという記事が出て、事件が公になり、そのことによって病院が反省してくれれば…でも、無理ですよ。母が亡くなったわけでもないし…」

A「ああ、そうですね。確かに制裁というのはねえ…でも、制裁という相手に苦痛を与えることですよ。そんなことをしたら、かえって後味が悪かったかもしれないですね。」

弘一「あつはつは…そりゃあそうですね。私も苦痛を与えたかったわけじゃないし…それに法律は相手に苦痛を与

える為のものではないですよね。」

A「他に、何かありませんかねえ…。」

弘一「うーん…実はねえ…私は被告病院の対応に不満を感じていたし、被告病院に反省をうながしたかったですよ。それなのに、田宮先生を個人攻撃するような形になってしまったのが、ちよつと…田宮先生が気の毒だったなと思っ
ています。その辺が、少し私の希望とは違った形だったかな…。でも、本当に満足していますから…。」

その後、弘一からA宛に手紙が届いた。初めにも書いたとおり、K法律事務所では、K弁護士が事件の性質をよく考えたうえで、各事件毎に事務所職員と当事者の訴訟への係わり方を変えている。本件は、訴訟担当秘書のAが深く係わった事件であったが、弘一が「Aのような職務をこなす人間が法律事務所に必要だ」「当事者が訴訟に参加できてよかった」ということを感じていたようだった為、ここにその手紙を紹介したいと思う。

『A様、

この度は、K先生と共に、母キミの事件をご担当いただき誠にありがとうございます。謹んでお礼を申し上げます。私自身は、調停制度のなかで解決できる問題だろうと確信しておりましたので、その思惑がはずれて、訴訟にまで至った（訴訟を決心した）当初には、『正当な主張をしているんだ』という自負があらながらも、『今後、どんな展開になるのだろうか？』という不安もございました。しかし、K先生ならびにAさんのご尽力をはじめ、関係者皆様のご協力を得られたおかげで、心配していたよりも順調に、かつ迅速に進展したものと感謝しております。

私が抱いていた法律事務所と訴訟のイメージは、弁護士さんに全面的にお任せして、弁護士さんの裁量だけで訴訟が進行し、折々に進行状態について連絡があるのだろう、というものでした。ところが、Aさんは、私が感じている相手に対する不満や訴訟に関する意向などを細かく吸い上げてくださいました。そして、それが、十分に訴訟に反映

されたと思っております。準備書面の作成にも参加させていただき、訴訟実務の一端を勉強させていただくことができました。私にとっては大変な作業でしたが、問題意識を整理する上で有意義でした。私のような法律の素人が、法律のプロと二人三脚を組ませていただいて訴訟に参加できた、という実感がございます。(注：『二人三脚』というのは誇大表現で、実際は、私が足を引っ張ってしまい、たぶんにご迷惑をおかけしてしまった次第です。……笑……) 主張したいことを主張した上で客観的な判断が下されるならば、それがどんな結果であっても受け入れようという覚悟がございました。それが、訴訟に参加させていただきながら納得のできる結果に導いてくださったわけですから、申し分のない展開でございます。

現在は、過去の医療過誤のわだかまりを抱え込まずに、前向きに歩んでおります。

Aさんのお仕事は、弁護士さんのお仕事とは異なる大変さがあると存じます。そしてAさんのような存在の方がもっと増えて活躍をしてくださると、本当の意味で救われる依頼者も増えるのではないかと存じます。気持ちの問題が整理できなければ、たとえ訴訟が終わっても、気持ちを切り換えることは難しかったと存じます。そういう意味で、私は全てを吐き出させていただきましたので、幸運な依頼者であったと自覚しております。

末筆ながら、Aさんのますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

平成一三年九月一日

井上 弘一

時間が足りず、電車の中まで辞書を持ち込み文献やカルテを調べたこと、骨粗鬆症についても詳しく調べた結果原告は骨粗鬆症には罹患していなかったことがわかったこと、和解が成立した時の弘一の涙……色々な思い出がAの頭の中をよぎっていった。

九 パラリーガル？

Aつまり筆者（麻田）は、己のことを「パラリーガル」ではないし、それを目指すものでもないと考えている。また、近時盛んにその必要性について議論されてきた「パラリーガル」についての議論がそれほど重要なものとしては位置づけていない。その理由の一つは、司法試験合格者数が今後も増え続け、またはロースクール構想が実現し、その多くが弁護士として登録することになるであろうことを考えれば、弁護士数は今後飛躍的に増大し弁護士を法的知識の側面からサポートする仕事で、今以上にその必要性を増すとは考えがたいためである。しかし、それ以上に重大な理由は、現在言われているような「パラリーガル」がいくら増えたとしても、それが依頼者にとっての「使いやすい法律事務所」「親しみやすい弁護士」または「開かれた司法」にはつながらないと考えるためである。

紛争処理過程の中の当事者・弁護士・「パラリーガル」の位置関係を図式化して捉えれば、まず弁護士と依頼者が横軸で結ばれた関係にあり、「パラリーガル」は弁護士の下（もしくは弁護士を中央にして依頼者と逆方向）に位置づけられるのではなからうか。従来議論されてきた「パラリーガル」は、もともと独自の立場で依頼者と連携を持つことは想定されていない。従って「パラリーガル」の存在が使いやすい法律事務所もしくは開かれた司法という視点から見たプラス要因になるとは考えがたい。筆者は、開かれた司法を目指すため、言い換えれば当事者による訴訟の主導が可能となるようにするためには、弁護士と依頼者の間に位置し、紛争全体を把握して、依頼者と連携を持ちながら紛争処理のコーディネーター役をする新しい職域が法律事務所の中には是非とも必要だと考えている。要件事実に事案のすべてを整理することをひたすら学び非日常的な思考方法がしみ込んでしまった弁護士ではなく、ある程度の法律知識を持ちながらも日常的な思考方法を持つ者の存在が法律事務所内には必要不可欠であると信じている。まず、依頼者が依頼者の言葉で事件について話すのを依頼者が納得するまで充分に聞き、その中から怒り・悲しみ・悔

しさ・恨み・憎しみ・その他全ての依頼者の感情を吸い上げ、それを弁護士が法律構成しやすいようにある部分法律用語を使いながら整理する。また、弁護士が書いた訴状や準備書面を、依頼者に分かり易いまさに日常的な言葉で説明する。そして、事件係属後は、手続の一つ一つにつき、手続の持つ意味とその内容を分かり易く依頼者に説明する。そのような役割を演ずる者なくして、法律の素人である依頼者が、自分の事件について正しく理解し、訴訟に参加することができようはずはない。

事件は生きている。生々しい事件の一つ一つに込められた一人一人の訴訟当事者の思いを受け止め、その当事者が訴訟に直接参加できるように手助けすることができれば、当事者は訴訟の終了を新たな出発だと捉えられるようになるのではなからうか。

誤解の無いように付言するが、筆者は決して当事者「出席型」訴訟が必要だと主張しているわけではない。当事者が法廷に出廷するか否かは当事者の自由であり、出廷したくない訴訟当事者や多忙な訴訟当事者までも、無理矢理法廷に引きずり出そうとしているわけではない。そして全ての類型の紛争処理に、筆者のような職務の人間が必要だと主張するつもりもない。しかし、当事者が弁護士と共に考え、共に方針を立てたことにより、訴訟に参加し訴訟を動かしたという意識が芽生えることがプラスになる事件類型は多く存在している。事案の性質や依頼者の性格等により、法律事務所と依頼者との関わり合い方を勘案し紛争処理にあたることにより、法律事務所は、国民にとってより開かれた存在になるだろう。

訴訟代理人としての弁護士、そして法律事務所の存在自体が、国民から見捨てられてしまうことのないよう、弁護士と依頼者間の理解をより深められるような形で法律事務所職員が積極的に事件に係わり、当事者参加型訴訟を実現し、国民にとって親しみの持てる民事訴訟の実践を目指したいと切望するものである。筆者は、本稿の中で弁護士の

仕事の仕方や物の考え方などについて、非日常的であるとか、要件事実的な思考方法しかできないなどと記載した部分があるが、勿論これが全ての弁護士について当てはまると考えているわけではない。開かれた司法に取り組もうと考へ実行している多くの弁護士と共に、訴訟による対話を保障する実践を目指したいと考へている。

ここに紹介した職域についてはまだ試行錯誤の段階であるが、今後の研究課題の重点は、いかにしてその汎用性を見出していくかにあると筆者は考へている。

むすびにかえて——仁木 恒夫

私（仁木）は二〇〇二年三月に麻田氏の勤務する法律事務所にかがいがい、ほぼ一日参与観察やインタビューをさせていただいた。最後に、その際に作成した調査記録をもとにして、若干の感想を述べることでむすびにかえたい。

その日もその法律事務所では何件かの依頼者との面談が予定されていた。私も、依頼者との面談の様子を傍聴することを許可されて観察をおこなった。K弁護士が依頼者と面談をする場には麻田氏も同席し、弁護士と依頼者とのやりとりから明らかになってくる詳細な事実について記録作成をおこなう。ときおり、麻田氏からも依頼者に対して質問をしたり、相手方の事情を伝えたりしていた。麻田氏の報告にあるような、依頼者に対する弁護士と法律事務員との丁寧な応接が観察された。

法律家の仕事は「説得」であり、弁護士は依頼者に対しても「説得」しなければならない。そうK弁護士は言う。「説得」にもいろいろなやりかたがあるだろう。麻田報告にあるような、そして私が観察したK弁護士の「説得」とは、ごり押しで相手をねじ伏せるタイプの「説得」ではなさそうである。むしろ、K弁護士の「説得」とは、依頼者

が納得にいたるための回路をつくらうとすることにあってはなからうか。文章で正確に表現するのは難しいが、K弁護士は事件処理の方針や内容だけではなく生身の体と事務所の空間すべてをつかっつて、依頼者の納得をもたらすようなパフォーマンスを試みていると思われたのである。たとえばK弁護士は依頼者と接する際、穏やかに、気さくな語り口で、ときにユーモア（冗談？）を交えながら、和んだ雰囲気をつくりつつ会話を進める。

麻田氏の活動もまた、依頼者が納得にいたるまでの回路をつくらうとする活動の一部を担っている。たとえば、事件を受けてから相談ごとに明らかになった事実を整理しながら記録し、それをもとに依頼者とのやりとりをおこなっていると言う。そうすることで、麻田氏が「その依頼者」のことをしっかり分かって対応しているということが伝わり、信頼関係ができやすくなる。また、弁護士費用がどのようにして算出されたのかを透明化するための説明表を考察作成したりもしている。お金の問題は依頼者にとってとても重要であることはいうまでもないだろう。私が観察した日には、共働きでも生活が厳しいくらいの収入しか入らないという女性が、債務整理の件で相談に来ていた。面談の後半にはK弁護士も加わったが、面談の前半は麻田氏が担当し、そこで現在の生活状況などについても話を聞いていた。依頼者は、「ひもじい生活をしていて、お昼も食べられない」と語っていた。そういう依頼者が相談を終えて帰ろうとする際には、麻田氏はお菓子を包んで持たせるのである。私には、麻田氏の活動も「依頼者の納得」を目指そうとしたものに思われるが、こうしたこまやかな気配りはけっしてマニュアルで実践することはできない。

麻田氏が勤務する法律事務所では、K弁護士と麻田氏との間にチームワークが確立され、「依頼者の納得」を機軸に「法律事務所として」法的サービスの提供を合理的に実践しているのである。K弁護士と麻田氏のようなチームワークは法律事務所の一つの魅力的なあり方ではある。それでは、このようなチームワークに汎用性はあるのだろうか。あるいはK弁護士のパーソナリティや麻田氏の個人的資質によるもののだろうか。私は、ある意味で汎用性が

あり、普遍化可能であると考えている。

チームワークは、主に二つの動因によって起動していくのではなからうか。ひとつは、法律事務員が弁護士を尊敬し、弁護士の価値観を理解しようとすることである。法律事務員は、自分の弁護士の役に立つためにチームワークの一部として自分の仕事に励むのではなからうか。そして弁護士に一つひとつ指示を受けなくても、弁護士の考えにそった実践を組み立てていくことができるようになる。ちようど債務整理の依頼者に気配りをする麻田氏のように。またもうひとつは、弁護士が法律事務員の意欲と行動に正当な評価を与えることである。弁護士が法律事務員を信頼し、責任ある業務を担当してもらうことに加えて、報酬面などでも相応の待遇をすることが必要であると思われる。「法律事務員の弁護士に対する尊敬」と「弁護士の法律事務員に対する尊重」とが、コミュニケーションのなかで確認され、具体的な制度面で整備されることによつて、弁護士と法律事務員とのチームワークは相乗的に起動していくのではなからうか。そう考えるのである。

ただし、チームワークの基底にある価値観やそのあり方は多様であつてよい。私は、K弁護士の考える「説得（＝依頼者の納得）」は一つひとつのやりとりや依頼者の生活全般までに目配りしたものであると感じ、そうした価値観に強く共感もした。また、「当事者の納得」を軸に「法律事務員の弁護士に対する尊敬」と「弁護士の法律事務員に対する尊重」とが確立された法律事務所は、そこを訪れる依頼者にとつても居心地のよい雰囲気をつくりださだろう。したがつて、法律事務所におけるチームワークの活性化は依頼者とのつながりをも確かなものにするようになるに違いない。けれどもそういう法律事務所がすべてではない。また、異なる価値観をもって法的サービスの提供をおこなおうとする弁護士もいるだろう。そういう弁護士は、そういう弁護士なりの価値観にそつたチームワークを形成すればよい。「法律事務員の弁護士に対する尊敬」と「弁護士の法律事務員に対する尊重」とがあれば、チームワーク

は可能である。今後は様々な弁護士が利用者に対して多様な「より良い」サービス提供を競っていくことが求められるのである。

※本共同研究は平成13年度石橋財団研究助成金による研究成果の一部である。